

第6期魚沼市障害者計画 第7期魚沼市障害福祉計画 第3期魚沼市障害児福祉計画

(計画期間 令和6年度～令和8年度)



ろう者理解のための研修会



小出特別支援学校 なごみカフェ



障害者作品展「冬銀河」



福祉避難所 開設訓練



令和6年3月

魚 沼 市

はじめに

本市では、「支えあい助けあい かがやきながら 安心して暮らせるまち 魚沼」を基本理念とした「第5期魚沼市障害者計画・第6期魚沼市障害福祉計画・第2期魚沼市障害児福祉計画」を推進してまいりましたが、この計画が令和6年3月をもって期間満了となりますことから、新たに令和6年4月から令和9年3月末までの3か年を期間とした「第6期魚沼市障害者計画・第7期魚沼市障害福祉計画・第3期魚沼市障害児福祉計画」を策定しました。

この計画では、これまでの考え方を継続し、障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念を踏まえつつ、共生社会を実現するため、障害のある人の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害のある人が必要とする障害福祉サービス等の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービスや障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

なお、令和6年には、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が改正され、障害者への合理的配慮が事業者に対し義務化されます。また、障害者の雇用の促進等に関する法律が改正され、障害者に対しての多様な就労ニーズへの支援及び雇用の質の向上の推進等の措置が講じられます。本市も、障害福祉の環境の変化に柔軟に対応し、地域の方々が共に幸せや喜びを感じられるよういっそう努めてまいります。

また、現在はコロナ禍前の生活に戻る移行期となっておりますが、感染症対策を講じながら、障害福祉サービスの提供等を行う事業所や関係機関等の皆様と連携して、様々な災害などの危機管理についても、安心と安全に留意した対策を講じてまいります。

さらに、ご審議いただきました魚沼市障害者計画策定委員会の皆様をはじめ、障害福祉事業所の皆様、アンケート調査を通じて貴重なご意見をお寄せいただきました市民の皆様に厚くお礼申し上げます。

魚沼市長 内田 幹夫

目 次

第1章	計画策定にあたって	1
第1節	計画策定の背景と目的	1
第2節	障害福祉サービス	2
第3節	計画の位置づけ	3
第4節	計画期間	4
第5節	計画の推進体制	4
1	関係機関・ボランティア団体等との連携強化	5
2	庁内連携体制の強化	5
3	計画の周知と啓発	5
第2章	魚沼市における障害者の状況	6
第1節	障害者等の状況	6
1	身体障害者	6
2	知的障害者	9
3	精神障害者	10
4	難病患者	12
5	障害支援区分別の認定状況	13
第3章	第6期魚沼市障害者計画（計画の基本的な考え方）	14
第1節	計画策定の背景	14
第2節	計画の基本理念	14
第3節	重点施策	15
1	地域生活における支援の充実	15
2	障害のある児童への支援の充実	15
第4節	計画の基本目標と施策の体系	16
第4章	第6期魚沼市障害者計画（施策の展開）	17
第1節	基本目標1 安心して地域で暮らせるまちづくり	17
1	相談支援体制の充実と生活支援	17
2	差別解消と権利擁護の推進	21
3	地域共生社会の実現	24
4	防災対策の対応	27
第2節	基本目標2 誰もが社会参加できるまちづくり	29
1	保健・医療・介護との連携強化	29
2	雇用・就労支援の推進	31
3	ボランティア活動支援	33
第3節	基本目標3 自分らしく生活できるまちづくり	35
1	障害の特性に応じた支援	35
2	教育・育成施策の充実	37
3	地域福祉の推進	39
4	文化・レクリエーション・スポーツ活動支援	40
第5章	第7期魚沼市障害福祉計画	41
第1節	第6期魚沼市障害福祉計画の数値目標の達成状況	41
1	施設入所者の地域生活への移行	41

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	41
3 地域生活支援拠点等の充実	42
4 福祉施設から一般就労への移行など	42
第2節 第7期魚沼市障害福祉計画（令和8（2026）年度に向けた目標値）	44
1 福祉施設の入所者の地域生活への移行	44
2 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築	45
3 地域生活支援拠点等の充実	46
4 福祉施設から一般就労への移行等	47
5 相談支援体制の充実・強化等	49
6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	50
第3節 第6期魚沼市障害福祉計画及び第7期魚沼市障害福祉計画における障害福祉サービス等の利用状況と見込量	51
1 訪問系サービス	52
2 日中活動系サービス	57
3 居住系サービス	68
4 相談支援サービス	71
第4節 地域生活支援事業の見込量と確保策	73
1 理解促進研修・啓発事業	73
2 自発的活動支援事業	74
3 相談支援事業	75
4 成年後見制度利用支援事業	78
5 成年後見制度法人後見支援事業	79
6 意思疎通支援事業	80
7 日常生活用具給付等事業	81
8 手話奉仕員養成研修事業	83
9 移動支援事業	84
10 地域活動支援センター事業	85
11 任意事業	87
第6章 第3期魚沼市障害児福祉計画	91
第1節 第2期魚沼市障害児福祉計画の数値目標の達成状況	91
1 障害児支援の提供体制の整備等	91
2 医療的ケア児等支援の協議の場の設置	91
第2節 第3期魚沼市障害児福祉計画（令和8（2026）年度に向けた目標値）	92
1 障害児支援の提供体制の整備等	92
第3節 第2期魚沼市障害児福祉計画及び第3期魚沼市障害児福祉計画における障害福祉サービスの利用状況と見込量	94
1 障害児福祉サービス（障害児通所支援）	94
2 発達障害のある人等に対する支援	98
3 障害福祉サービス提供体制の状況	99
資料編	
○魚沼市障害者計画策定委員会設置要綱	102
○魚沼市障害者計画策定委員会委員名簿	103

○第6期魚沼市障害者計画・第7期魚沼市障害福祉計画・第3期魚沼市障害児福祉計画（案） に係るパブリックコメント募集の結果について.....	104
○魚沼市障害者計画策定委員会開催の経緯.....	105

～ 魚沼市における障害の「害」の字の表記について ～

一般的に「害」の字に対してマイナスイメージを持たれることから、「障害者」の「害」の字をひらがなで「障がい」と表記する動きが自治体や民間企業などでも広がっていますが、この計画においては、字体にこだわらずに障害福祉に関する施策を進めることとして、今までどおり「障害」と表記することで統一しています。

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の背景と目的

本市では、令和3年3月に「第5期魚沼市障害者計画・第6期魚沼市障害福祉計画・第2期魚沼市障害児福祉計画」を策定してから、時代の変化や障害者（児）のニーズに的確に対応するため、計画の進捗状況の検証を重ねつつ、福祉施設の整備、障害者の就労支援、障害者（児）の権利擁護に関する取組など、各種の障害者施策を推進してきました。令和3年度に始まったこの計画は、令和5年度末をもって期間満了となりますが、この間、障害者（児）を取り巻く制度や状況も変化しています。

国では、地域共生社会の実現に向けた取組を推進しており、平成30年3月に閣議決定された第4次障害者基本計画では、この計画に、障害者基本法の目的の達成とともに、「一人ひとりの命の重さは障害の有無によって少しも変わることはないという当たり前の価値観を国民全体で共有できる共生社会」、「女性も男性も、お年寄りも若者も、一度失敗を経験した方も、障害や難病のある人も、家庭で、職場で、地域で、あらゆる場で、誰もが活躍できる社会」及び「障害者施策が国民の安全や社会経済の進歩につながる社会」の実現が期待されているとしています。

さらに、令和3年地方分権改革に関する提案募集に係る閣議決定では「障害福祉サービス等報酬改定が同計画に与える影響を考慮しつつ延長する方向で検討し、社会保障審議会での議論も踏まえ、令和4年中に結論を得る。」とされていますが、障害者総合支援法第88条の2を踏まえ、国の指針を改定した時点において、地方自治体が報酬改定や制度改正の動向、地域の状況の変化、他の行政計画の見直し等を踏まえて、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画期間途中であっても見直しを行うこと、障害児福祉のインクルージョンの推進*の観点から、子ども・子育て支援事業計画との連動性も重要であり、こども家庭庁の創設の動向も踏まえ、両者の連動性などが論じられています。

また、国は新型コロナウイルス感染症により顕在化された行政サービスの確保に向けて、デジタル技術等を活用などにより、市町村間の広域連携や都道府県による小規模市町村の補完等の対応を進める必要性についても閣議決定するなど、地方自治体間の補完・連携等について言及しています。

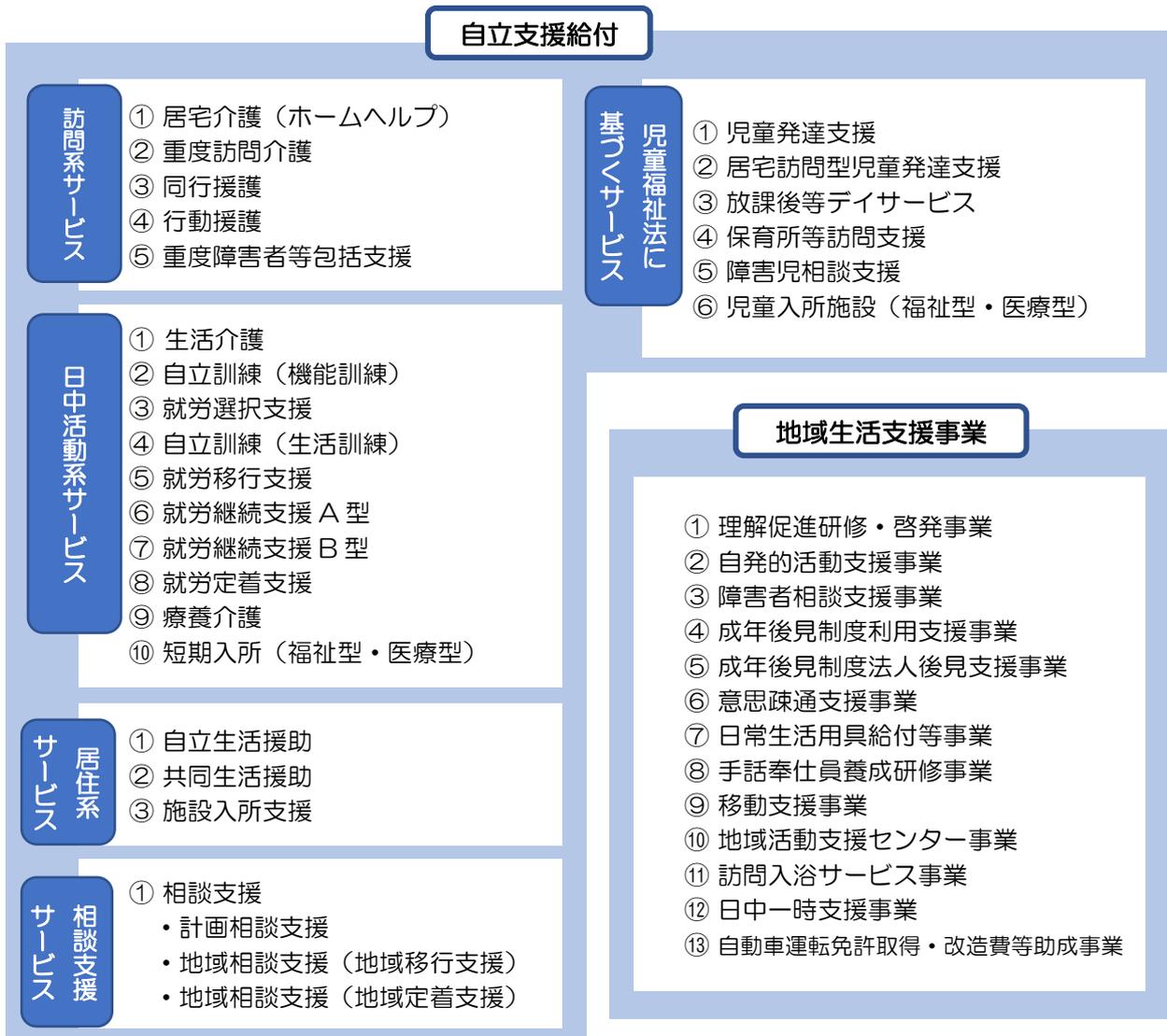
本計画は、これらの国の動向や広域的な連携なども視野に入れ、各種サービス事業需要の動向等を踏まえ、市民参加のもと、より時代とニーズに即した障害福祉施策を推進することを目的に本計画を策定することとします。

「障害児福祉のインクルージョンの推進*」…全ての子どもが地域社会へ平等に参加することを地域社会で支援し合うことを推進していくこと。

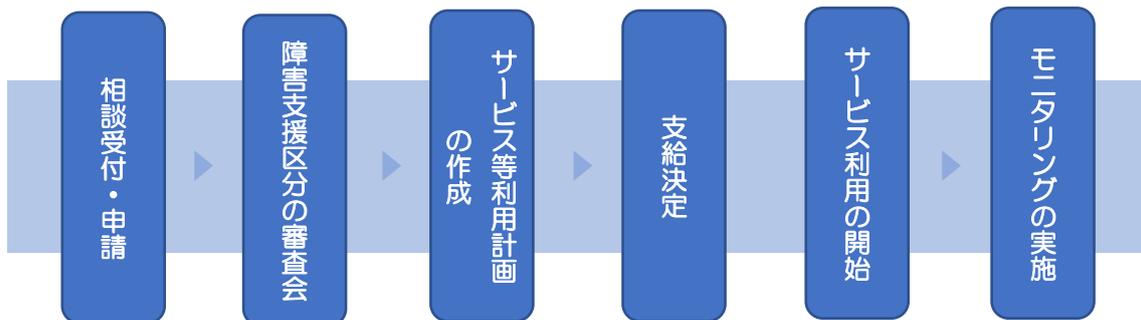
第2節 障害福祉サービス

障害者総合支援法によるサービスは、国や都道府県の義務的経費が伴う個別給付としての「自立支援給付」と、市町村の創意工夫により、利用者の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。

■障害者総合支援法および児童福祉法に基づくサービス体系



■障害福祉サービス利用までのながれ



※ サービスにより審査会（支援区分）が不要の場合あり。

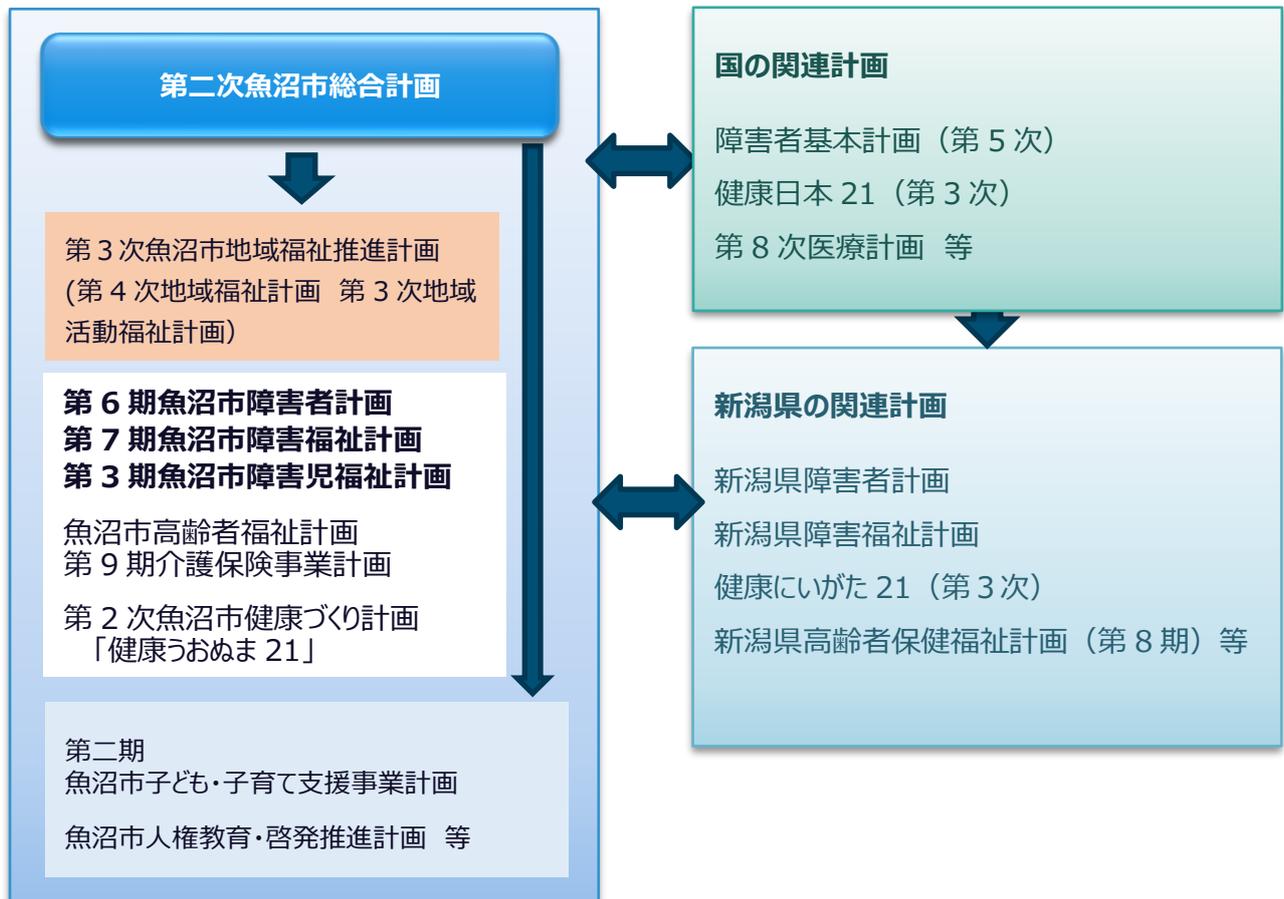
第3節 計画の位置づけ

魚沼市障害者計画は、障害者基本法第11条3項に基づく「市町村障害者計画」として策定するもので、国県の計画や市の状況を踏まえ、障害のある人の自立及び社会参加のための支援等の施策を総合的に定める計画です。

魚沼市障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条第1項による「市町村障害福祉計画」として策定するもので、国の基本指針等に即して、障害福祉サービス等の提供体制と円滑な実施について定める計画です。

魚沼市障害児福祉計画は、児童福祉法第33条の20第1項による「市町村障害児福祉計画」として策定するもので、国の基本指針等に基づき、障害児福祉サービス等の提供体制と円滑な実施について定める計画です。

なお、上記の計画は、「第二次魚沼市総合計画」をはじめとした本市の関連計画や国の「障害者基本計画」、新潟県の「障害者計画・障害福祉計画」など他機関の関連計画との整合性を保ち策定するものです。



第4節 計画期間

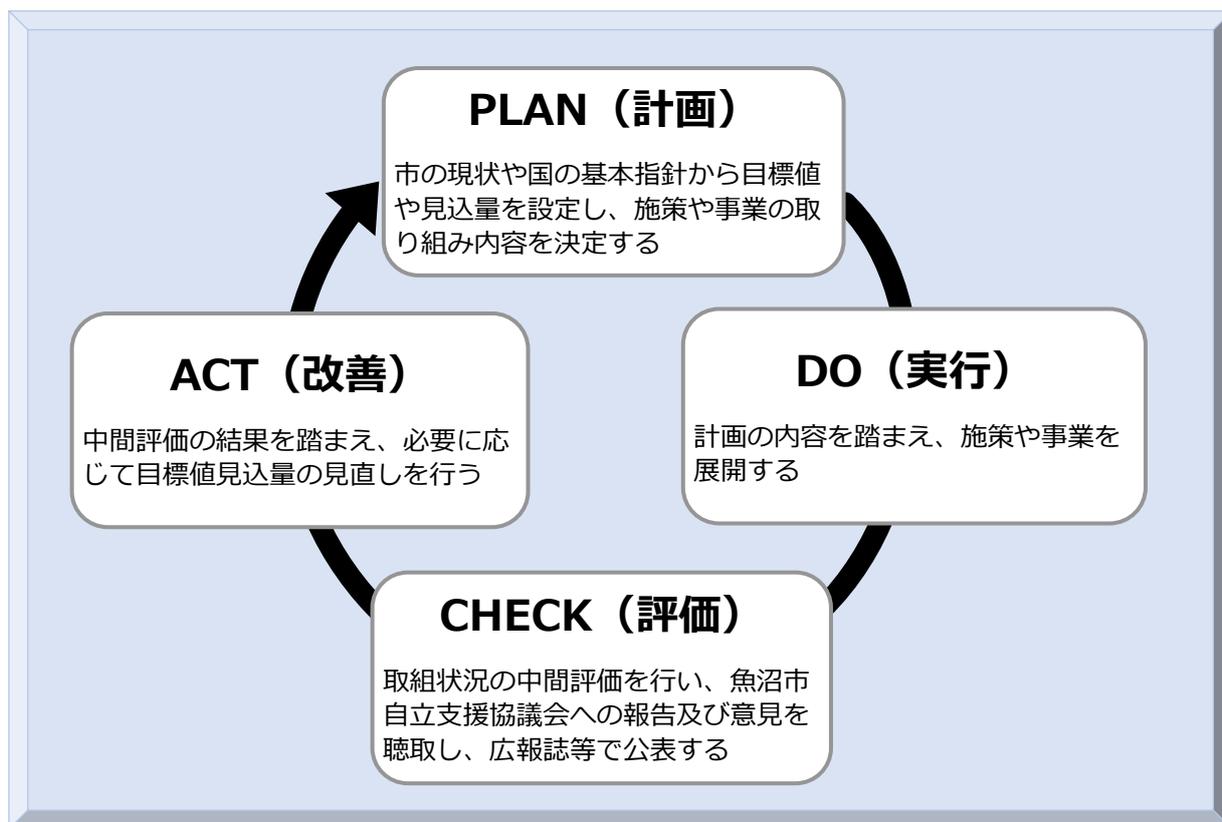
本計画の計画期間は令和6（2024）年度を初年度とし、令和8（2026）年度までの3年間です。

なお、計画期間中は進捗管理を行い、法律や社会情勢など大きな変化が生じた場合には、必要に応じて計画の見直しを行います。

平成30年度 2018年	令和元年度 2019年	令和2年度 2020年	令和3年度 2021年	令和4年度 2022年	令和5年度 2023年	令和6年度 2024年	令和7年度 2025年	令和8年度 2026年
第4期魚沼市障害者計画			第5期魚沼市障害者計画			第6期魚沼市障害者計画		
第5期魚沼市障害福祉計画			第6期魚沼市障害福祉計画			第7期魚沼市障害福祉計画		
第1期魚沼市障害児福祉計画			第2期魚沼市障害児福祉計画			第3期魚沼市障害児福祉計画		

第5節 計画の推進体制

計画の達成状況の点検及び評価計画に定める事項については、審議・策定機関として魚沼市自立支援協議会、魚沼市障害者計画策定委員会を設置し、定期的に調査、分析・評価（PDCAサイクル*）を行い、必要があるときは見直し等を講じます。



「PDCAサイクル*」…事業活動における生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に進める手法の一つ。Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善すること。

1 関係機関・ボランティア団体等との連携強化

障害者の自立活動や地域生活を支える関係機関及びボランティア団体等が主体的に活動できるよう、連携強化を図り、相互に協力しながら計画を推進します。

2 庁内連携体制の強化

福祉支援課を中心にその他の福祉関連計画の担当課と連携しながら、本計画を推進します。また、定期的に計画に対する取組状況とその成果を自立支援協議会で確認しながら、より効果的な取組を実施します。

3 計画の周知と啓発

本計画の内容について、概要版及び市報や市のホームページ、各団体などを通じて周知を図るとともに、市民一人ひとりが福祉の担い手であることの意識啓発を行いながら、共生社会の実現を目指して、地域ぐるみで支え合いを推進します。

第2章 魚沼市における障害者の状況

第1節 障害者等の状況

1 身体障害者

(1) 身体障害者手帳所持者の推移

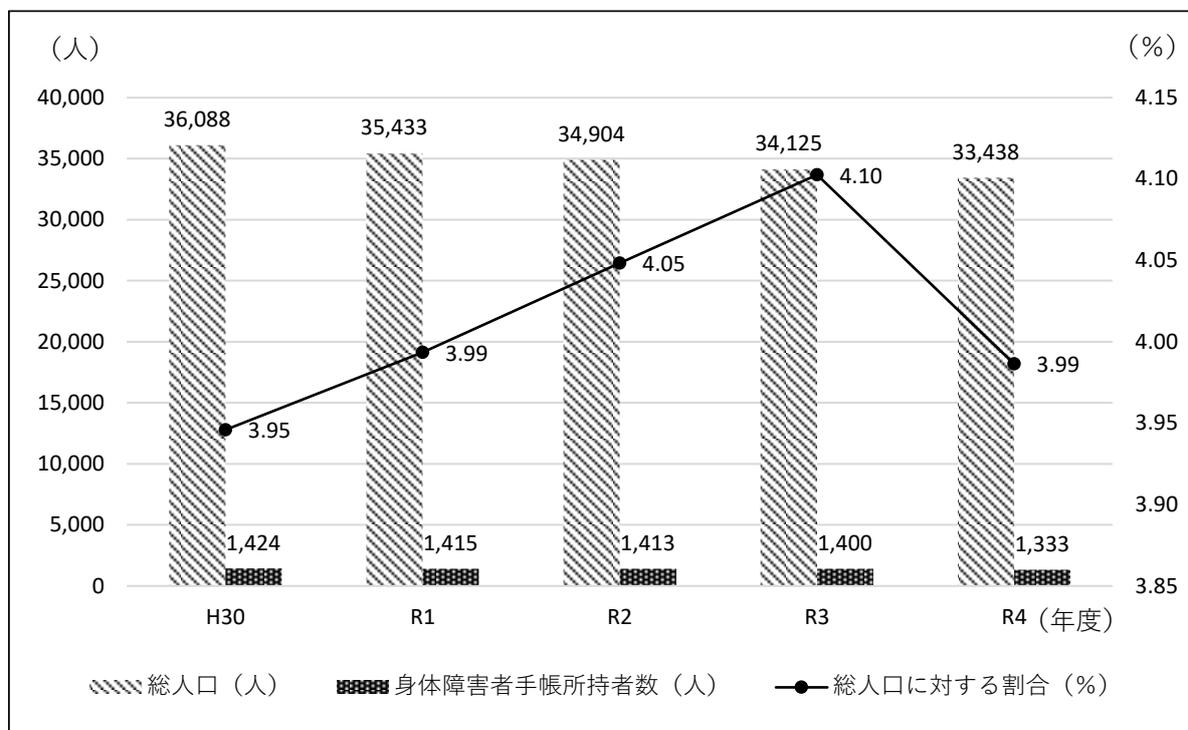
身体障害者手帳所持者は、減少傾向となっています。

総人口に対する割合は令和3年度までは増加傾向を示していましたが、令和4年度は減少に転じました。

【身体障害者手帳所持者の推移】

年度	総人口（人）	身体障害者手帳所持者（人）	総人口に対する割合（％）
H30	36,088	1,424	3.95
R1	35,433	1,415	3.99
R2	34,904	1,413	4.05
R3	34,125	1,400	4.10
R4	33,438	1,333	3.99

（各年度3月末）



(2) 障害別身体障害者手帳所持者の推移

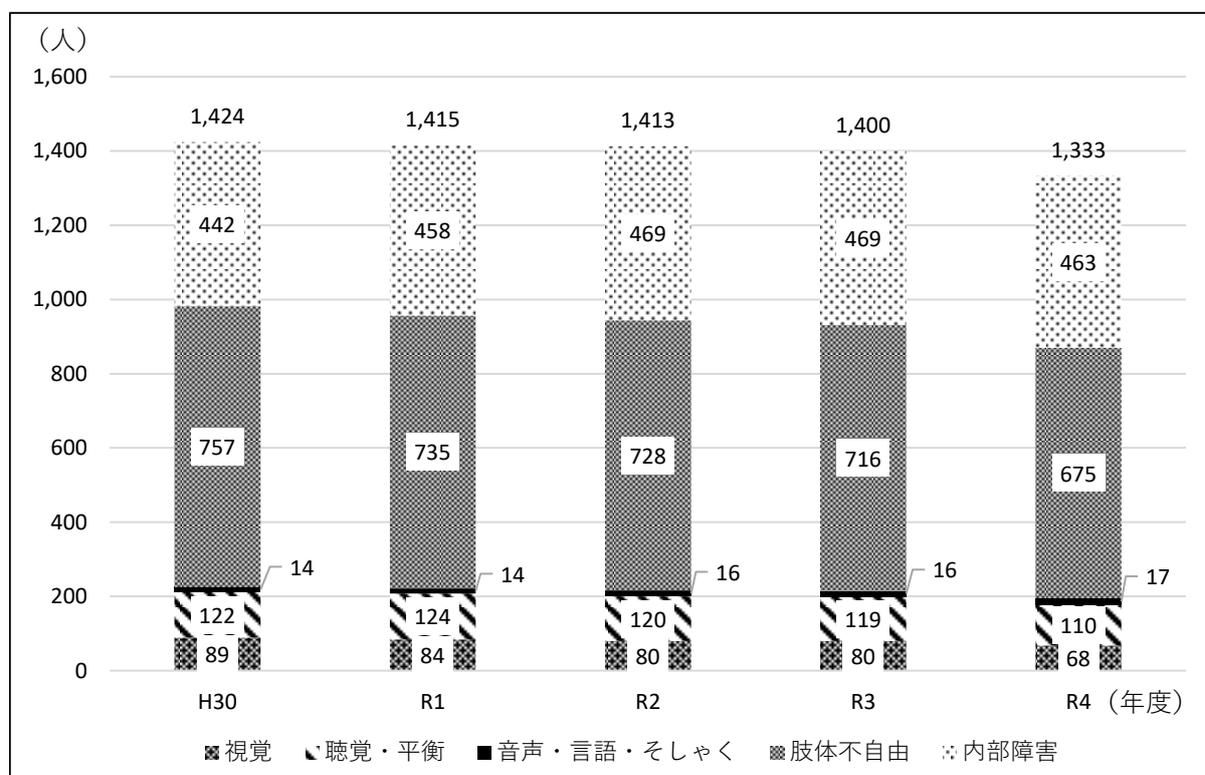
障害の種類としては、肢体不自由が最も多く、次に内部障害が多くなっています。

【障害別身体障害者手帳所持者の推移】

(単位：人)

年度	視覚	聴覚・平衡	音声・言語・そしゃく	肢体不自由	内部障害	合計
H30	89	122	14	757	442	1,424
R1	84	124	14	735	458	1,415
R2	80	120	16	728	469	1,413
R3	80	119	16	716	469	1,400
R4	68	110	17	675	463	1,333

(各年度3月末)



(3) 身体障害者手帳の障害別・等級別所持状況

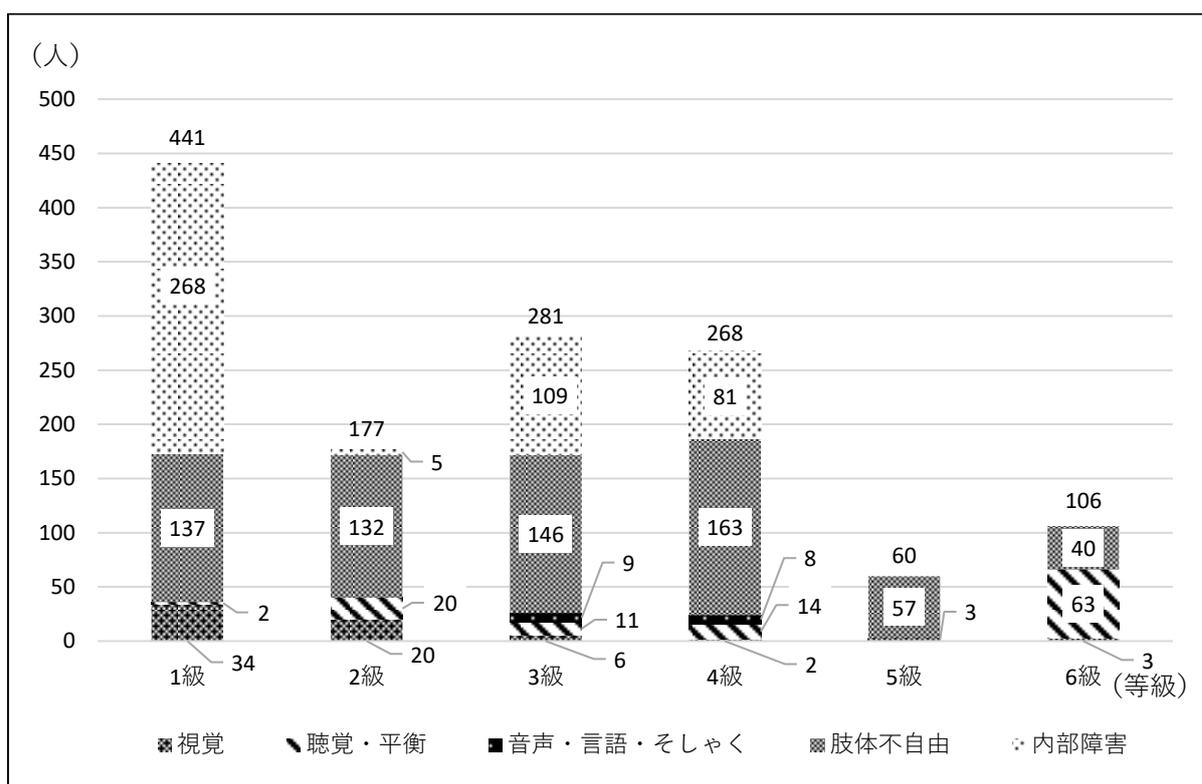
障害の等級としては、1級が最も多くなっています。1級の中で最も多いのは内部障害となっています。

【身体障害者手帳の障害別・等級別所持状況】

(単位：人)

等級	視覚	聴覚・平衡	音声・言語・そしゃく	肢体不自由	内部障害	合計
1級	34	2	0	137	268	441
2級	20	20	0	132	5	177
3級	6	11	9	146	109	281
4級	2	14	8	163	81	268
5級	3	0	0	57	0	60
6級	3	63	0	40	0	106
合計	68	110	17	675	463	1,333

(令和5年3月末)



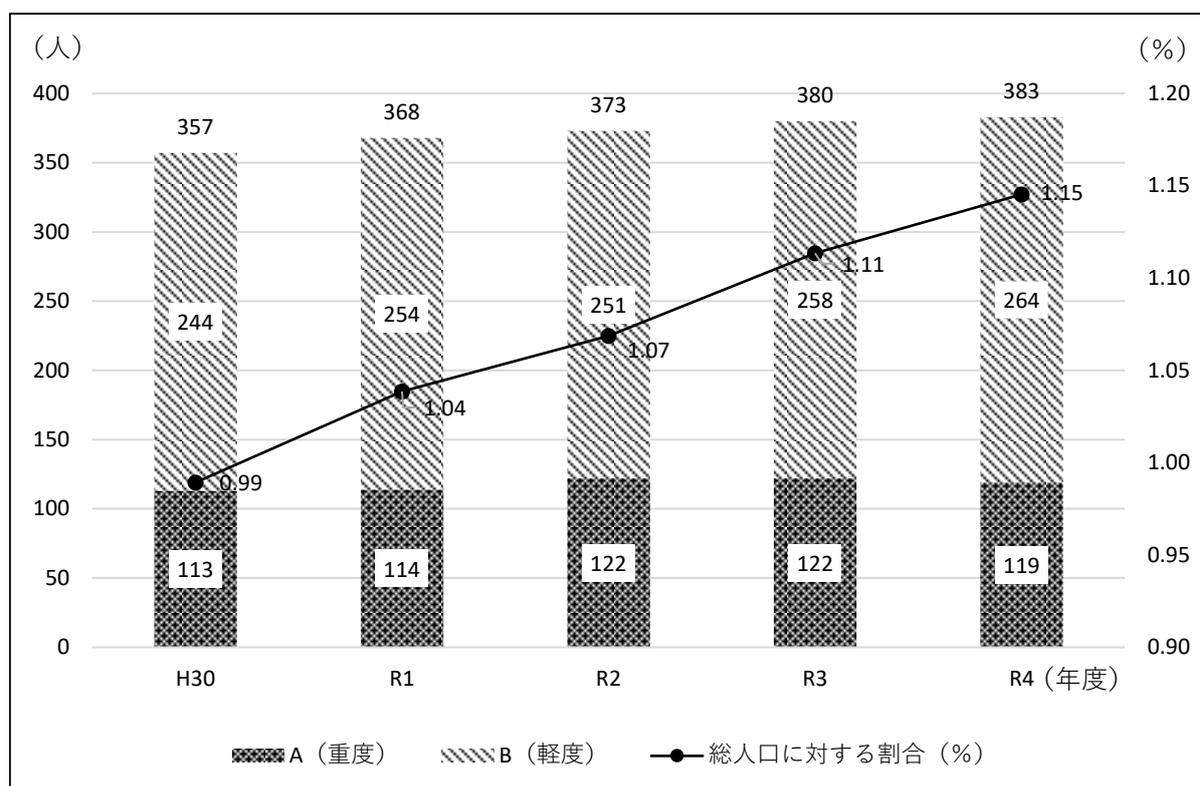
2 知的障害者

療育手帳所持者は、令和5年3月31日現在383人であり、総人口に占める割合は1.15%と増加傾向で推移しています。

【療育手帳所持者の推移】

年度	総人口（人）	療育手帳所持者（人）			総人口に対する割合（%）
		A（重度）	B（軽度）	合計	
H30	36,088	113	244	357	0.99
R1	35,433	114	254	368	1.04
R2	34,904	122	251	373	1.07
R3	34,125	122	258	380	1.11
R4	33,438	119	264	383	1.15

（各年度3月末）



3 精神障害者

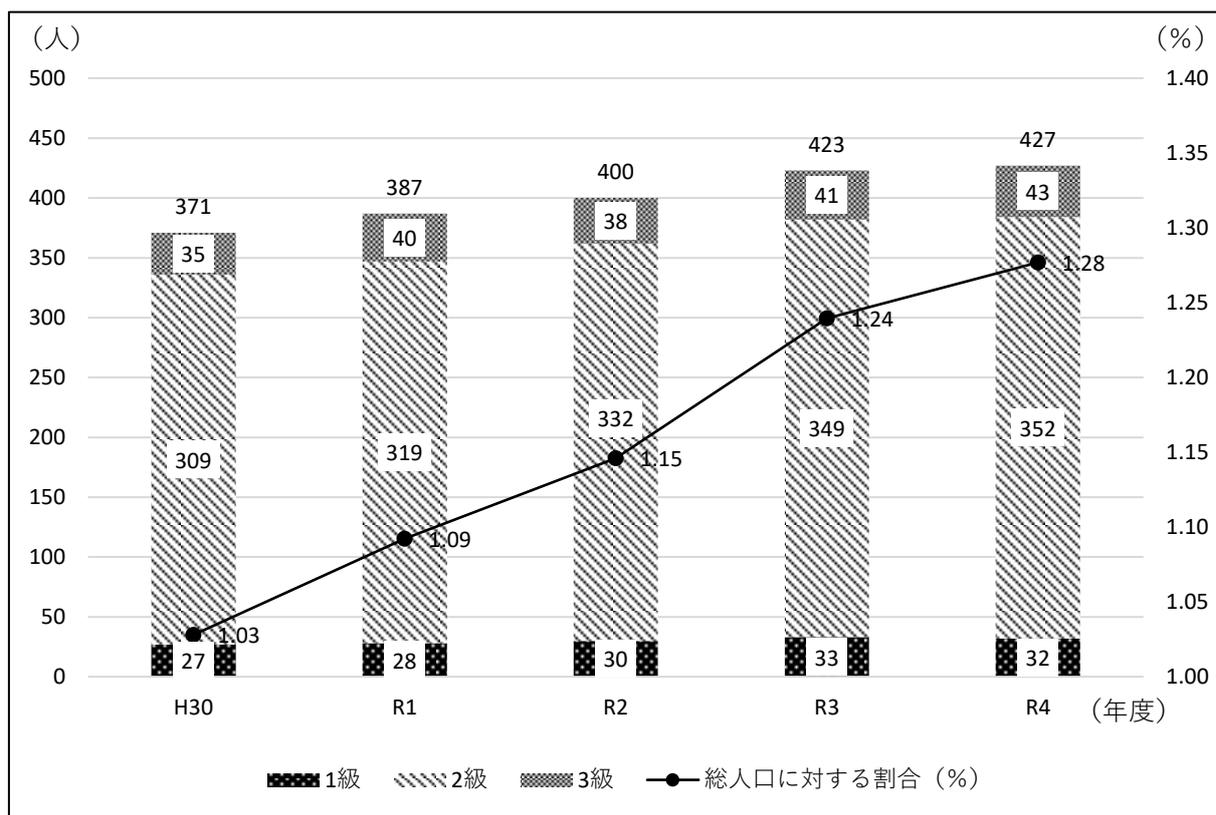
(1) 精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者は、令和5年3月31日現在427人であり、増加傾向で推移しています。総人口に占める割合も1.28%と増加傾向となっています。

【精神障害者保健福祉手帳所持者の推移】

年度	総人口（人）	精神障害者保健福祉手帳所持者（人）				総人口に対する割合（%）
		1級（人）	2級（人）	3級（人）	合計（人）	
H30	36,088	27	309	35	371	1.03
R1	35,433	28	319	40	387	1.09
R2	34,904	30	332	38	400	1.15
R3	34,125	33	349	41	423	1.24
R4	33,438	32	352	43	427	1.28

（各年度3月末）



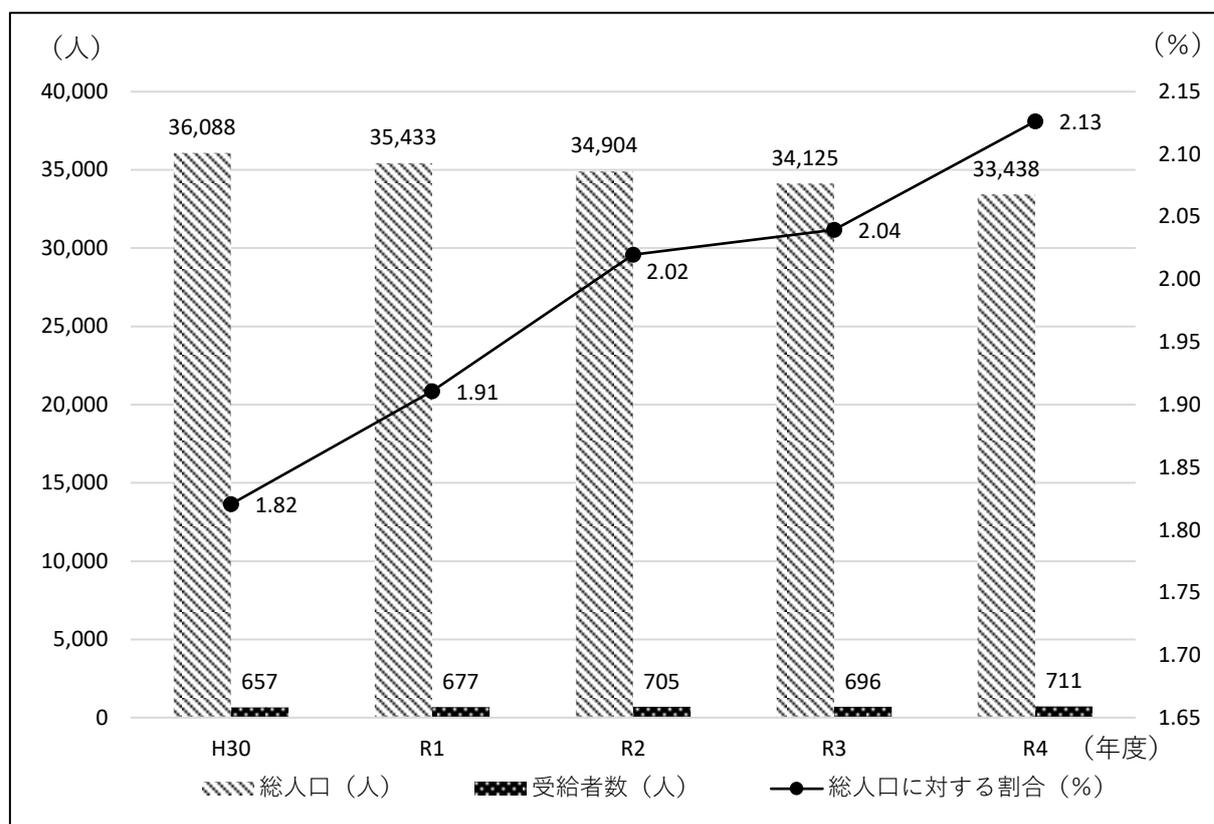
(2) 自立支援医療（精神通院医療）受給者の推移

自立支援医療受給者は、令和5年3月31日現在711人であり、増加傾向で推移しています。総人口に占める割合も2.13%と増加傾向となっています。

【自立支援医療（精神通院医療）受給者の推移】

年度	総人口（人）	自立支援医療受給者（人）	総人口に対する割合（%）
H30	36,088	657	1.82
R1	35,433	677	1.91
R2	34,904	705	2.02
R3	34,125	696	2.04
R4	33,438	711	2.13

（各年度3月末）



4 難病患者

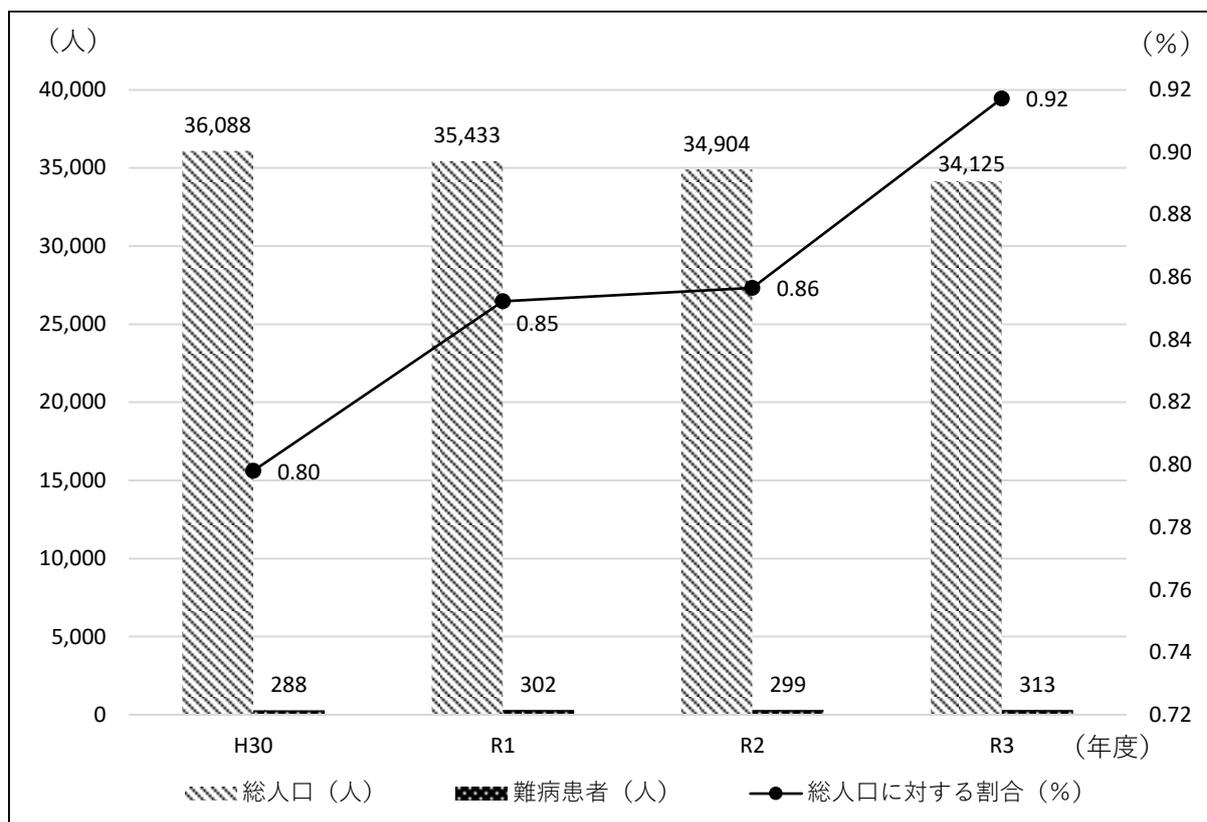
原因が不明で治療方法が未確立である疾病を難病といいます。

令和4年3月31日現在の難病患者は313人であり、増加傾向で推移しています。総人口に占める割合も0.92%と増加傾向となっています。

【難病患者の推移】

年度	総人口（人）	難病患者（人）	総人口に対する割合（%）
H30	36,088	288	0.80
R1	35,433	302	0.85
R2	34,904	299	0.86
R3	34,125	313	0.92

（各年度3月末）



5 障害支援区分別の認定状況

障害支援区分は、心身の状態により区分1（最軽度）から区分6（最重度）までに分けられます。この障害支援区分と本人の意向や介護する人、居宅の状況などから、利用できるサービスの内容や量が決定します。

【障害支援区分別認定者の推移】

（単位：人）

区分	H30	R1	R2	R3	R4
区分1	5	5	4	6	4
区分2	29	33	36	37	44
区分3	47	44	43	42	54
区分4	59	59	49	50	50
区分5	36	36	41	44	47
区分6	60	57	63	62	60
区分有 合計	236	234	236	241	259
区分無 合計	114	118	113	112	113
合計	350	352	349	353	372

（各年度11月末）

※訓練系障害福祉サービス、障害児福祉サービスの利用については区分の認定は不要

第3章 第6期魚沼市障害者計画（計画の基本的な考え方）

第1節 計画策定の背景

我が国の障害者の概数は、身体障害者（身体障害児を含む。以下同じ。）436万人、知的障害者（知的障害児を含む。以下同じ。）109万4千人、精神障害者614万8千人となっており、国民のおよそ9.2%が何らかの障害を有しているとしています。

2015年の国連サミットでは、“誰一人取り残さない”をスローガンに2030年までに全世界で達成を目指すSDGs（持続可能な開発目標）を全会一致で採択し、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に17のゴール・169のターゲットを示しました。

SDGsの推進には、ダイバーシティ&インクルージョン（D&I）*が大きく関連します。

D&Iへの取組として障害者関連からの視点で、更なる障害者の特性の理解の浸透、障害者差別解消法や障害者雇用促進法などの法令遵守の徹底を図るなどの対応が求められます。

共生社会を実現するため、障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念を踏まえ、障害のある人の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、必要とする障害福祉サービス等の支援を受け、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

また、障害のある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくりなど、地域の社会資源を最大限に活用し、障害のある人の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整えます。

「ダイバーシティ&インクルージョン（D&I）*」…多様性を認め、それぞれの能力を最大限に生かす。

第2節 計画の基本理念

障害者基本法においては、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を掲げています。

上記の考え方と、前期の魚沼市障害者計画の理念『支えあい助けあい かがやきながら 安心して暮らせるまち 魚沼』を引継ぎ、以下を基本理念として掲げます。

基本理念

支えあい助けあい かがやきながら 安心して暮らせるまち 魚沼

第3節 重点施策

1 地域生活における支援の充実

障害のある人の地域社会での共生の実現に向け、障害のある人の自立支援の観点から、地域の社会資源を活用し、障害のある人の高齢化や重度化、支援できる家族が居なくなった場合を見据え、相談支援体制の充実を図り、地域での生活を支援します。

地域生活支援拠点等*の整備については、障害者基幹相談支援センターが中心となり、必要とされる5つの機能について、緊急時の対応や相談支援体制の重層化、障害福祉サービスの体験の場などを順次整備します。

- 障害福祉サービス提供事業者や地域の医療関係、介護保険施設等の社会資源を活用し、それぞれの機能を効果的に連携します。
- 地域生活支援の充実に向けては、地域で安心して暮らすことができるよう求められる機能の整備を進めます。

「地域生活支援拠点等*」…障害のある人の重度化・高齢化、支援者がいなくなった場合などを見据えた、居住支援のための機能を持つ場所や体制のこと。居住支援のための主な機能は、相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの5つを柱としている。

2 障害のある児童への支援の充実

障害のある児童への福祉サービスは、児童福祉法の改正により、平成24年4月から障害児通所支援と障害児入所支援の体系が整備され、障害児発達支援と放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援の障害児支援と福祉型及び医療型の障害児入所支援となりました。

あわせて障害のある児童に対する相談支援については、平成27年4月から障害児支援利用計画の作成が義務化され、障害のある児童に対する支援体制が整備されました。

このようなことから、障害のある児童の支援体制について次の点を重視します。

- 障害のある児童の生活を身近な場所で支援ができる体制整備
- 医療的ケア児*への支援体制の充実

「医療的ケア児*」…たんの吸引や経管栄養など、生活するうえで常に医療的援助が必要な児童のこと。

第4節 計画の基本目標と施策の体系

計画の目標を実現するために、基本理念に基づき、次の3つの基本目標を設定し施策を推進します。

- **基本目標1 ● 安心して地域で暮らせるまちづくり**
- **基本目標2 ● 誰もが社会参加できるまちづくり**
- **基本目標3 ● 自分らしく生活できるまちづくり**



第4章 第6期魚沼市障害者計画（施策の展開）

第1節 基本目標1 安心して地域で暮らせるまちづくり

1 相談支援体制の充実と生活支援

障害のある人からの相談への対応は、その人に最も適した支援につなげるために、専門的な知識を有する人や機関が対応する体制が構築されていることが重要となっています。また身近な地域で相談できる場や人が必要です。

様々な障害のある人に対応するため必要な機能を備えた地域生活支援拠点等の整備を進めます。

障害のある人の生活支援については、経済的な支援として各種手当を支給します。また、医療費の負担を軽減するため、医療保険診療の自己負担分の一部を助成するほか、在宅で医療的ケアを必要とする人の家族等の介助負担の軽減を図ります。

（1）相談支援体制の整備

障害のある人の高齢化や重度化などが進む一方で、発達障害や難病の患者など、障害の範囲が拡大しています。また、今後も相談件数は増加すると見込まれ、相談内容の複雑化と地域課題への対応など、相談支援専門員の負担は年々増加しています。

今後も、施設や病院からグループホームやアパートへ生活の場を移す、地域生活への移行のほか、生活面での支援、就労支援といった課題に対応した、障害のある人の生活を地域全体で支える体制の構築が求められています。

【施策の展開】

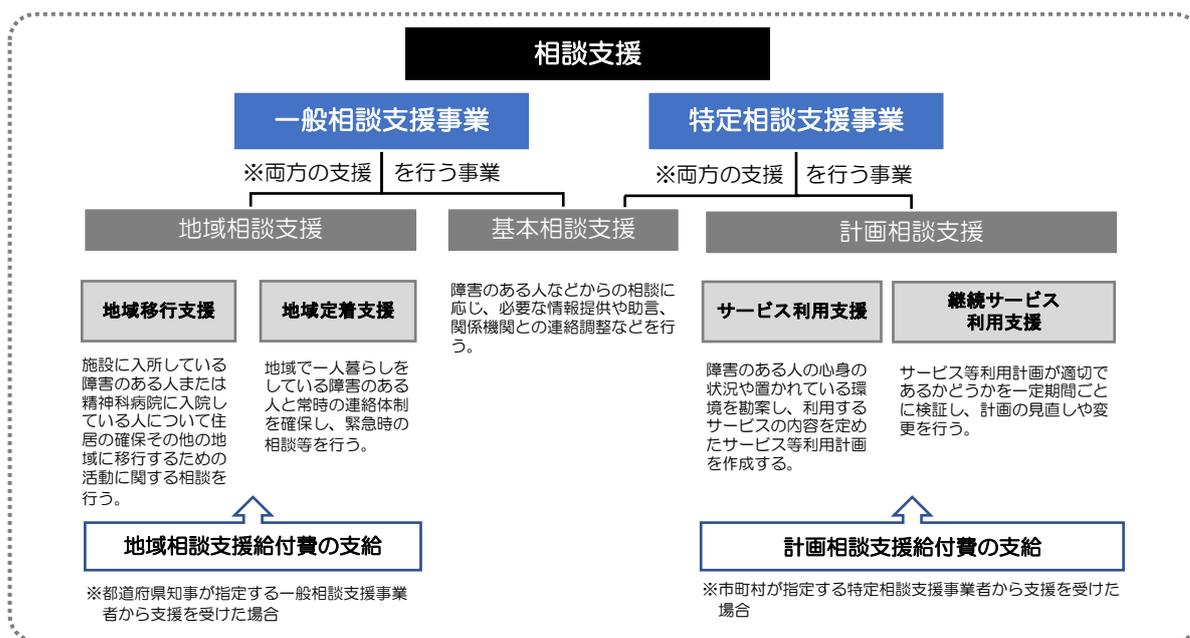
- 令和5年4月に障害者基幹相談支援センターを市直営で福祉支援課内に設置し、民間法人から出向者を専従配置しました。今後は、障害者基幹相談支援センターによる、市全体の相談支援体制の整備、地域生活支援拠点の整備を図ります。
- 相談支援専門員の新規資格取得者が伸び悩んでおり、人材確保が急務といえます。相談支援専門員の育成のための研修の参加促進や専門機関との連携の強化などにより、専門的分野の相談支援体制の強化を図ります。
- 障害者基幹相談支援センターについては、数年後に民間委託への移行を予定していますが、当面は市直営の中で基盤整備を行い、円滑に移行できるように調整を図ります。
- 障害者虐待の防止、権利擁護に関する取組など、虐待の未然防止や早期発見に努めるとともに、関係機関と連携し、障害のある人及びその家族の支援を行うため、魚沼市障害者虐待防止センターの機能充実に努めます。
- 障害のある人に関する地域の課題を把握し、様々なニーズに対応したきめ細かな支援ができるよう、魚沼市自立支援協議会の機能の充実を図ります。
- 地域の身近な相談窓口として、民生委員・児童委員や、専門機関との連携等を強化し、相談に関する必要な知識や技術等の習得のための研修を実施します。

■相談支援事業所の年間相談件数

（単位：件）

相談状況	相談 延べ件数	福祉サービスの 利用に ついて	健康・医療 について	就労に ついて	家族・ 人間関係に ついて	その他
令和3年度	5,954	3,310	561	252	137	1,694
令和4年度	7,490	4,313	634	187	231	2,125

活動指標	実績値			目標値		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) (見込み)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
相談支援専門員 新規資格取得者数	1人	0人	0人	2人	2人	2人



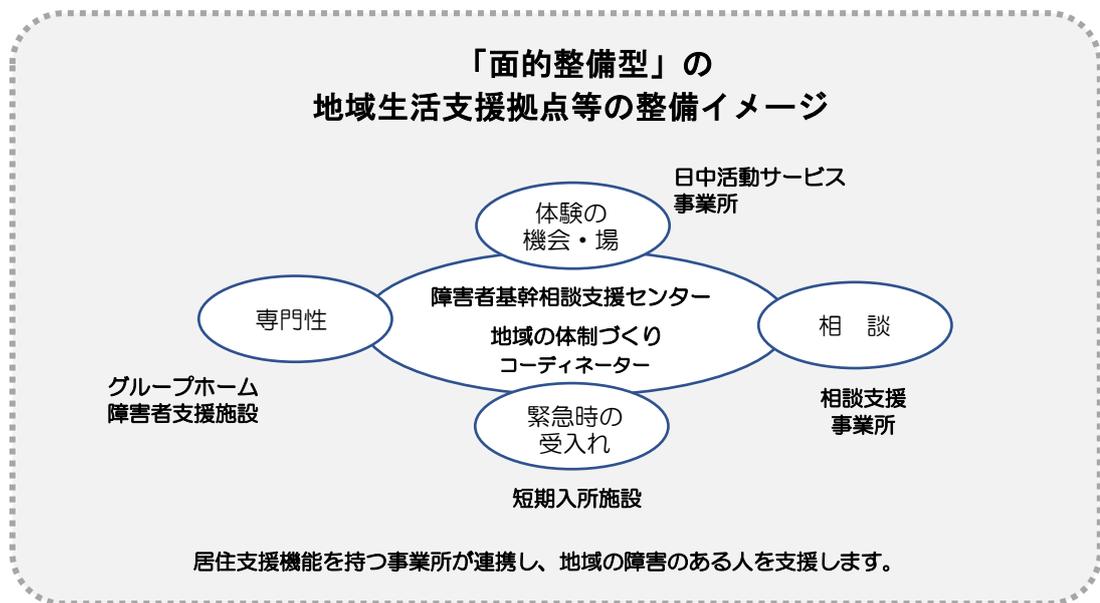
(2) 地域生活支援拠点等の充実

地域における入所施設や、障害福祉サービス事業所などの既存の社会資源の活用を促進するとともに、障害のある人の高齢化や重度化、支援できる家族がいなくなった場合を見据えた支援体制の充実を図りながら、地域における障害のある人の生活を支援します。

地域生活支援拠点等の充実については、障害者基幹相談支援センターが必要とされる5つの機能（相談機能、緊急時の受入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・育成、地域の体制づくり）について、相談支援体制の重層化を図るとともに、順次整備を進めます。

【施策の展開】

- 本市では、地域生活支援拠点等の整備類型として、相談支援事業所、日中活動サービス事業所、短期入所施設等の各サービス事業所が5つの機能を分担する「面的整備型」を進めています。令和3年度から4年度にかけて、自立支援協議会が中心となり、地域生活支援拠点の設置を行い、市内の関係するサービス事業所から登録を行ったとともに、令和5年4月には、相談支援事業所を統括する障害者基幹相談支援センターを設置しました。
- 地域生活支援拠点を設置するにあたり、自立支援協議会で緊急時対応マニュアルを作成しました。今後は、このマニュアルを基に、緊急時支援対象者の「台帳登録」の整備に向けて、障害者基幹相談支援センターを中心に市内相談支援事業所と取り組みます。
- 社会情勢の変化等にあわせて、自立支援協議会で拠点の検証（立地面、設備面等）と緊急時対応マニュアルを更新していきます。



(3) 医療費の助成

障害者総合支援法で定める自立支援医療のほかに、障害のある人の経済的負担を軽減し、安心して医療を受けられるよう、助成を行っています。

【施策の展開】

- 自立支援医療（更生医療・育成医療）の給付を行い、身体に障害のある人や児童の自立と社会生活の継続に向けた支援となるよう、自立支援医療制度の周知に努めます。
- 重度心身障害者医療費助成（県障）により、重度の心身障害のある人にかかる医療費の自己負担額の一部を助成し、負担の軽減を図ります。
- 市の単独事業である精神障害者医療費助成により、精神科にかかる医療費の自己負担額の一部を助成し、負担の軽減を図るとともに早期治療のきっかけづくりを行い、重症化や入院の長期化を予防します。なお、精神障害者医療費助成は年々医療費が増加傾向にあります。早期治療につながっていると捉えています。重度化予防の促進についても分析を行います。
- 医療費助成の対象者には、保健師等とも連携し、早めの案内や周知などを行い申請漏れのないように事業内容に沿った事務を行います。

活動指標	実績値		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) (見込み)
精神障害者医療費助成費用（年間）	28,900千円	31,396千円	39,384千円

（4）経済的支援の充実

障害のある人が安心して日常生活を送れるよう、特別障害者手当など各種手当の給付や日常生活用具等の給付を行うことにより、経済的負担を軽減します。

【施策の展開】

- 障害のある人の経済的負担を軽減するため、国制度による各種手当（特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当）を支給します。
- 障害のある人が安心して日常生活を送ることができるようにするため、障害に適した用具の購入費用や修理費用を助成します。
- 障害のある人の外出に対する経済的負担を軽減するため、福祉タクシー利用券を交付するほか、障害者就労支援事業所への通所や、人工透析者の通院に係る交通費の一部を助成します。
- 福祉タクシー利用券については、制度拡充に努めます。
- 経済的負担の軽減策については、障害の種別や程度により、対象とならない場合があることから、公平性と他市町村の状況を踏まえ、経済的支援の充実に努めます。

（5）家族支援の充実

障害のある人及びその家族に対する支援について、障害種別や年齢別等のニーズに応じて、地域における支援体制の整備を進めます。

【施策の展開】

- ペアレントトレーニング*、ペアレントプログラム等の家族支援を充実します。
- 障害のある人及びその家族に対して、早期相談・支援体制の強化を図ります。また、保健師等が面接・訪問・電話による相談・支援を随時行うとともに、保健所や医療機関、地域関係者等との連携を図ります。
- 医療的ケア児を対象に、保健、医療、福祉、子育て、教育等の必要なサービスを総合的に調整し、医療的ケア児とその家族に対しサービスを紹介するとともに、関係機関と医療的ケア児とその家族をつなぐなどのコーディネートを行います。

「ペアレントトレーニング*」…保護者が子どもとのより良いかわり方を学びながら、日常の子育ての困りごとを解消し、子どもの発達促進や行動改善を目的とした保護者向けのプログラムのこと。

2 差別解消と権利擁護の推進

障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消や虐待を受けることがないよう、権利擁護に取り組むとともに、制度の周知に努めます。

(1) 成年後見など権利擁護のための理解と周知

障害のある人にとっても暮らしやすい共生社会を実現するために、障害や障害のある人について市民に理解してもらうための取組を進めます。

【施策の展開】

- 成年後見制度の周知と利用促進のため、関係者向けに講演会や勉強会を実施しており、認知度は以前より伸びています。しかし、市民アンケート等における認知度は50%を超えた程度であり、市民向けの成年後見制度に関する講演会等の内容の充実を図ります。
- 中核機関の設置に向けて、関係団体と情報共有を行い、協力して進めます。

(2) 成年後見申立の支援

障害のある人が地域で差別や虐待を受けずに安心して生活できるよう、成年後見制度の利用促進や障害のある人への差別防止など、障害のある人の権利擁護のための支援体制の充実を図ります。

【施策の展開】

- 経済的な理由などにより、成年後見制度の利用が困難な障害のある人に対して、成年後見制度の市長申し立てに必要な費用や成年後見人報酬を助成し、継続的に利用できるよう支援します。
- 経済的な理由や親族等に申立人がいない方について、介護福祉課とケース会議を行い、市長申立を行っています。しかし、利用者が非常に少ないため、成年後見制度についての啓発活動の充実を図ります。
- 今後、後見人の不足が見込まれるので、市民後見人などの育成に取り組みます。

(3) 障害者虐待防止の支援体制の強化

虐待は人としての尊厳を著しく傷つけるものであり、虐待を未然に防止することが最も重要です。このため、市民や関係者に対し、障害者虐待防止法の周知のほか、障害のある人の権利擁護に向けた啓発を進めながら、障害や障害者虐待に関する正しい理解の普及に努めるとともに、市民などから虐待に関する通報があった場合において、速やかに障害のある人の安全の確認を行うことができる体制を整備します。

【施策の展開】

- 関係機関とのネットワークを構築するとともに、虐待を未然に防止し、また、虐待が発生した場合に迅速かつ適切な対応ができるように、魚沼市障害者虐待防止センターの体制強化に取り組みます。また、令和5年4月に設置した障害者基幹相談支援センターと連携・協力し、より迅速・適正な対応を図ります。
- 長期にわたる困難事例においては、担当職員以外も協力できる体制を整備して取り組みます。
- 差別の解消や虐待防止に関する勉強会について、市職員及び、障害福祉サービス事業

所向けに開催します。

- 市職員やサービス事業所向けの研修に協力するためにも、市の担当職員が差別解消や虐待対応研修に参加して、スキルアップを図ります。

活動指標	実績値			目標値		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) (見込み)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
障害者虐待対応の研修会への参加	1人	1人	1人	1人	1人	1人
障害者虐待防止等に関する勉強会の開催	1回	1回	1回	1回	1回	1回

(4) 障害者虐待防止対応マニュアル

障害のある人が虐待を受けることがないように、また、虐待を受けた場合に早期に発見し、対応できるよう障害者虐待対応マニュアルを活用します。なお、このマニュアルについては、関係法令の改正などに合わせ、適宜改訂を行います。

【施策の展開】

- マニュアルを作成して以降、大きな改定を行っていない状況であるため、マニュアルの内容を随時更新します。

(5) 当事者への支援の継続

障害福祉サービスの利用や就労、生活面での困りごとに対する相談など、虐待を受けた人を支援するため、関係機関との連絡調整会議や支援者会議を実施します。

【施策の展開】

- 過去に虐待による保護の実例が少ないことから、実践的な対応への不安要素が目立つ状況にあり、様々な研修に参加してスキルアップを図ります。
- 身寄りのない人や、家族や保護者の支援が得られにくい障害のある人については、『魚沼市における身寄りのない人への支援に関するガイドライン』を活用するとともに、研修会等に参加し、今後の家族課題への研究材料とし、身寄りのない人への具体的な支援策を講じます。

活動指標	実績値		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) (見込み)
入所施設等への訪問と面会	1回	1回	1回
支援者会議等の開催	2回	1回	2回

(6) 差別の解消、合理的な配慮

差別などのない地域共生社会の実現に向けて、市民が障害について正しく理解できるよう、「障害者支援」の視点を取り入れた施策を進めます。

【施策の展開】

- 市職員向けの人権研修などを利用して、障害者基幹相談支援センターの紹介や障害者理解の研修などを行い、啓発に努めます。
- 市職員向けの研修だけでなく、市民に向けた啓発を行う研修、講演などの開催の充実に努めます。

(7) 障害者差別解消支援地域協議会の設置

市町村における障害者差別解消法に基づく障害者差別解消支援地域協議会の設置については、「自治体規模と地域の実情に応じて既存の組織を活用することも可能」とされています。このことから、当市では障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、魚沼市自立支援協議会の権利擁護部会を活用します。

【施策の展開】

- 障害者差別の解消を効果的に進めるため、県障害福祉課や県地域振興局、法務局など、関係機関との連携を強化します。

3 地域共生社会の実現

障害のある人が誤解や偏見等により社会的不利益を受けることがないように、市民に障害の特性に関する啓発活動を推進します。

(1) 市民へのわかりやすい啓発活動

障害のある人に対する理解促進のため、様々な場を通じて周知を行います。

【施策の展開】

- 障害のある人への理解を深めるための市民向け講演会として「ろう者*理解のための研修会」を開催していますが、「ろう者理解」以外の講演会等も検討し、参加者が増えるような内容を提案します。
- 市報に障害者週間や障害者理解に関する啓発記事を掲載していますが、障害者週間等の啓発が不足しており、その周知に努めます。

活動指標	実績値			目標値		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) (見込み)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
・広報への啓発記事の掲載 (令和3年度～) ・障害に関する講演会等の実施	1回	1回	1回	1回	1回	1回
障害があることで差別や嫌な 思いをした割合 (福祉に関するアンケート)	-	-	37.8%	-	-	30.0%

「ろう者*」…聴覚障害のある人のうち、手話を日常会話で使用し、手話でコミュニケーションを取り、日常生活を送る人のこと。

(2) 様々な行事における啓発活動

市民の理解と関心を深めるため、講演会、イベント等を開催します。

【施策の展開】

- 市が実施する事業などにおいて、障害のある人が活躍できる場と機会を提供し、障害がある人もない人も地域の一員であることを、市民へアピールします。
- 市内で開催される行事などの受付業務を就労支援施設へ委託します。
- 小出特別支援学校や障害者団体などが主催する事業に対して支援を行います。
- ここ数年は、コロナ禍で、様々なイベントに制限がかかり、思うような活動が実施できませんでした。将来的にも、このようなケースが発生することも予想されますが、工夫をして啓発活動を支援します。

(3) すべての人にやさしいまちへ

障害の有無にかかわらず、すべての人が対等な社会の構成員として、人格を尊重され、自己選択と自己決定の下に社会のあらゆる活動に参加できるよう、共生社会の実現を目指します。

【施策の展開】

- 障害及び障害のある人に対する正しい理解・認識と行動を促すため、企業、障害者団体など民間諸団体、障害のある人を含むすべての市民や企業・団体に対する啓発・広報活動を充実します。
- 市報や市のホームページなどの広報媒体を通じて啓発を行い、障害のある人についての理解の促進に努めます。
- 相談支援事業所や関係機関と連携を行い様々な制度の周知に努めるとともに、障害者週間でのPRを進めます。
- 障害のある人など支援や配慮が必要な人に対してヘルプマーク*・ヘルプカード*を配付するとともに、関係機関や関係団体と連携しながら、ヘルプマーク・ヘルプカードに関する制度の周知に努めます。
- 市報や市のホームページを通じて、新潟県おもいやり駐車場制度*の周知に努めます。

活動指標	実績値			目標値		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) (見込み)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
ヘルプマーク・ヘルプカードの配付枚数	12枚	24枚	24枚	10枚	10枚	10枚
ヘルプマーク・ヘルプカードの配付についての広報	1回	1回	1回	1回	1回	1回

「ヘルプマーク*」…外見ではわからない障害などのために、援助や配慮が必要であることを知らせるためのマーク

「ヘルプカード*」…援助を必要としている人が携帯し、いざというときに必要な支援を周囲の人にお願いするカード

「新潟県おもいやり駐車場制度*」…一般の人が公共の障害者用スペースへ不当に駐車し、障害のある人などの利用を妨げることがあることから、歩行が困難な人へ利用者証を交付し、駐車場の適正利用を促進する制度

（4）精神障害にも対応した地域包括ケアシステム*の構築に向けて

精神障害は誰もがなりうる可能性があり、外見だけでは障害の有無を判断できないこともあります。障害の程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるような地域づくりを進める必要があります。

現在、自立支援協議会専門部会を通し、精神障害者の地域生活支援における課題を整理しているとともに、魚沼圏域連絡調整会議「精神障害者支援体制構築部会」に参画し、目指すべき支援体制の検討を関係機関と行っています。また、市の地域包括ケアシステム推進会議へ障害福祉関係者が参画できる体制づくりを進めます。

【施策の展開】

- 精神障害のある人が、どんなときも、安心して地域の中で生活していけるよう、医療・介護・福祉の連携を図るとともに、地域の助けあいなど、コミュニティの結びつきの強化を推進しながら、包括的に支援できるシステムづくりに取り組みます。

「地域包括ケアシステム*」…高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」が切れ間なく一体的に提供される体制のこと。

4 防災対策の対応

障害のある人が地域社会において安全に安心して生活することができるよう、災害に強い地域づくりを推進するとともに、災害発生時において障害特性に配慮した適切な情報発信・伝達、避難支援を行うほか、福祉避難所の設置・運営や、福祉・医療サービスが継続されるよう、防災の取組を推進します。また、障害のある人を犯罪から守るため、防犯対策や消費者トラブルの防止に向けた取組を推進します。

(1) 魚沼市地域防災計画に基づく防災対策の推進

令和元年度に地域防災計画が改訂され、「要配慮者施設」の災害危険性についても見直されたことにより、浸水想定区域、土砂災害警戒区域に該当する地域に施設や事業所が立地している場合は、避難確保計画の作成が必要となりました。防災安全課など関係課と協力し、対策事例の提供などの支援を実施します。

【施策の展開】

- 避難行動要支援者名簿については、毎年、防災安全課や他の関係機関と連携や情報を共有して更新します。
- 防災安全課と協力して、個別避難計画等の整備を図ります。

活動指標	実績値		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) (見込み)
避難行動要支援者名簿登録者数	2,099人	2,171人	2,200人
避難行動要支援者名簿の認知度（【登録している】と【知っているが登録していない】の割合(%)） （福祉に関するアンケート調査より）	－	60.7	－

(2) 福祉避難所の設置・運営

「福祉避難所設置・運営マニュアル」等を踏まえ、福祉避難所において障害のある人の障害特性に応じた支援と配慮ができるよう取り組みます。

【施策の展開】

- 福祉避難所の設置・運営にあたっては、感染症等の対策を実施します。
- 福祉避難所の面積や多目的トイレ等設備の基本情報を把握し、受入れ可能人数の確認を行います。また、福祉避難所のトイレにオストメイトが設置されているところがないことから、今後の避難所のあり方について協議を進めます。
- 福祉避難所での受入れが困難な人の避難先については、障害者支援施設や特別養護老人ホーム等の福祉系入所施設に対して、災害時の避難者の円滑かつ適切な受け入れに向けて防災安全課とともに協議を行います。
- 魚沼市の防災訓練に、福祉関係事業所等の利用者から参加いただき、福祉避難所の訓練を実施します。

活動指標	実績値			目標値		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) (見込み)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
福祉避難所の設置・運営訓練	1回	1回	1回	1回	1回	1回
災害時の避難者 受入れに関する協定	-	-	-	2施設	2施設	2施設

(3) 緊急時の情報伝達体制の強化

災害時など緊急時において、正確かつ速やかに関係機関等と情報の伝達ができるよう、関係機関等との連携を強化するとともに、ネットワークの構築を進めます。

【施策の展開】

- 聴覚や発話に障害があるなどの理由で音声による119番通報が困難な人に対して、ファックス119*、ネット119*を市報やメールマガジンの広報力を活用して、利用を推進し、緊急時に円滑に通報が行われるよう促進します。
- 対象となる人やご家族から相談があった場合に、消防本部が事前登録などの協力を行います。
- 今後も消防本部と情報共有して、体制強化に努めます。

「ファックス119*」…事前登録の上、通報用専用の用紙を準備し、緊急時に迅速にファックスで119番通報ができる。

「ネット119*」…音声による119番通報が困難な人のための新しい緊急通報システム。スマートフォン・携帯電話のインターネット接続機能を利用して簡単な操作で119番通報ができる。

第2節 基本目標2 誰もが社会参加できるまちづくり

1 保健・医療・介護との連携強化

障害のある人が地域の一員として安心して暮らせるよう、医療体制の充実をめざすとともに福祉サービス等各種支援策に結び付けるために保健・医療・福祉の各施策の連携を強化します。特に、高齢化等による障害の重度化・重複化の予防に努めるとともに、介護保険制度との連携を図ります。

(1) 医療的ケア児等に対する支援体制の充実

医療的ケア児等に関する多分野にまたがる支援や、求められる障害福祉サービスの利用を調整しつつ、総合的な支援の提供に努めます。

【施策の展開】

- 医療的ケア児等が適切に支援を受けられるよう、保健・医療・福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けます。
- 令和5年4月の障害者基幹相談支援センター設置に伴い、医療的ケア児等コーディネーターの資格を保有する職員が出向し、市内の医療的ケア児等の支援調整を各担当課及び関係機関と連携を図り支援しています。今後も医療的ケア児等コーディネーターの業務役割等の明確化を図りながら、支援体制の充実を図ります。
- 医療的ケア児等に対応できる看護師等の確保に努めます。

(2) 連携の強化

地域、職域及び学校等における相談等の機会の充実を図ります。

【施策の展開】

- 精神障害のある人とその家族が地域の一員として、安心して暮らせるよう「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を関係機関と連携し、情報共有を図りながら推進します。
- 重度心身障害児者*とその家族が地域で安全に安心して生活できるよう、医療施設等と連携し、総合的な地域生活支援の実現を図ります。
- 8050問題*、9060問題*やひきこもりなど、地域が抱える問題については、福祉・介護・医療・保健など各制度の垣根を越えた連携が求められることから、地域包括ケアシステムに障害分野の参画を促進します。
- 相談案件に対しての個別対応ができるよう、適切な支援に向けての事例集やマニュアルの整備を進めます。

「重度心身障害児者*」…重度の肢体不自由と重度の知的障害が重複した状態を重度心身障害といい、その状態にある子どもを重度心身障害児、成人すると重度心身障害者という。

「8050問題*」…80歳代の親と50歳代の子どもの組み合わせによる生活問題。親の年金に生活を依存するなどの状況や、親が介護状態になることで子どもが離職するなどの困窮や孤立についての問題のこと。

「9060問題*」…8050問題が10年後に深刻化し、介護が必要な親へ適切な介護ができずネグレクト状態になることや、生活費の確保のために親が亡くなった後も死亡報告をせずに年金の不正受給を続けるなどの問題のこと。

(3) 互いの制度への理解を深める

年齢や障害の種類や程度により、障害のある人が利用できるサービスの種類が異なる場合があります。このため、庁内の保健・医療・福祉の各部門間の横断的な連携を強化するとともに、連絡体制の構築を図りながら、障害のある人が、適切に各種サービスを利用できるよう、制度の周知に努めます。

【施策の展開】

- 魚沼市自立支援協議会の専門部会や地域ケア会議の場を活用して、介護保険サービスや障害福祉サービスに関する勉強会を開催します。
- 「障害者サービスから介護保険サービスへの移行について」のガイドラインを作成しました。その資料作成を契機に研修会等を開催し、相談支援専門員（障害福祉）とケアマネジャー（介護保険）との間で顔の見える関係が構築されるよう調整します。

(4) 介護保険サービスとの連携

地域包括支援センターと連携して、障害分野における相談支援の現状と課題について情報の共有を行い、高齢で障害のある人が介護保険サービスを利用した際にかかる利用料負担軽減等の制度について説明を行います。

【施策の展開】

- 今後も、介護福祉課との連携強化のため、情報共有に努めます。
- 障害のある人の高齢化により、介護保険サービスへの移行を必要とするケースが増加しています。「障害福祉サービスから介護保険サービスへの移行について」のガイドラインを関係機関へ配布しました。今後は、65歳到達時に円滑に介護保険サービスへ移行できるよう、ガイドラインの普及啓発を進め、連絡会等の開催に取り組みます。

(5) 人材の確保・育成

将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障害福祉に関する事業を実施していくために障害福祉人材の確保に取り組んでいきます。

【施策の展開】

- 県や民間事業者や関係機関等と連携し、障害の特性に応じた対応や、より専門的技術や知識を得られるよう、サービス従事者等に対する研修等の支援を行います。また、障害福祉分野に関わる人材確保・職場定着を図るための取組を進めます。

2 雇用・就労支援の推進

障害のある人が地域で自立した生活を営むためには、就労が重要です。働く意欲のある障害のある人がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、多様な就業の機会を確保するとともに、一般的な就労が困難な障害のある人に対しては、就労継続支援A型およびB型事業所などの福祉的就労を提案し、個々の障害の特性に応じた支援を推進します。

(1) ハローワーク等との協力

働く意欲のある人への支援が十分に行き届かない状況になっています。ハローワーク等や市内の資源を活用し、就労の機会の拡大を進めます。

【施策の展開】

- ハローワーク等と連携し、障害の種類・程度・特性に応じたきめ細かな職業相談・紹介、職場適応指導等を行えるよう支援します。
- 企業の障害者雇用に対する不安を解消するため、トライアル雇用等の取組を通じて、事業主の障害者雇用に向けた理解の促進を図ります。
- 魚沼市自立支援協議会の就労支援部会や毎年実施される障害者雇用連絡会議などの場を活用して、情報交換を行うとともに就労支援に向けた具体的な取組について協議します。
- 農福連携*について農業関係機関と連携し、障害のある人の就労訓練及び就労機会の拡大を進めます。

「農福連携*」…障害のある人が農業分野で活躍し、社会参加を実現する取組のこと。障害のある人の就労や生きがいがづくりだけではなく、農業分野における新たな働き手の確保の可能性につなぐ。

(2) 工賃向上に向けての取組

就労継続支援*事業所における工賃の引上げに向けて、官民一体となった取組を推進します。

【施策の展開】

- 市内の就労継続支援B型事業所6か所の平均工賃は、受託している作業内容や立地によりばらつきはあるものの、新潟県の平均工賃を上回っている状況が続いています。今後も支援内容を充実させるとともに、必要な指導と支援を行います。
- 新潟県の就労継続支援B型事業所平均工賃額に対して5,000円の上乗せを目標とします。
- コロナウイルス感染症が5類に移行したものの、まだ先が見通せない状況にあり、事業所との情報共有に努めます。
- エネルギー高騰、物価高騰により、経済状況が一段と不安定になっていることから、事業所と情報を共有しながら、国などによる政策方針並びに公的支援の方向を踏まえ、実態に即した取組を進めます。

「就労継続支援*」…企業などで働くことが困難な場合に、障害や体調に合わせて自分のペースで働く準備をしたり、訓練を受けたりすることができる福祉サービスのこと。

活動指標	実績値			目標値		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) (見込み)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
市内のB型事業所6か所の 平均工賃	19,397 円	20,817 円	21,000 円	21,000 円	21,000 円	21,000 円
新潟県内のB型事業所 6か所の平均工賃	15,317 円	15,882 円	-	-	-	-

(3) 就労移行支援再支給決定

就労移行支援事業は利用期間が2年間と定められています。その期間に就労ができなかった利用者については、障害支援区分認定審査会での審査ののち、最大1年まで、延長利用が可能とされています。延長した期間中に就労に結び付かなかった場合には、再度支給決定を行うことで、就労に向けた訓練を継続します。

【施策の展開】

- 利用期間中に就労に結びつかずに再度支給決定を行ったケースがなかったため、適切な支援ができていたものと考えますが、就労定着がなかなか進まなかったためプログラムの見直しを進め、継続的な就労支援に努めます。

(4) 障害者優先調達への取組

障害者優先調達推進法に基づき、魚沼市役所の物品等発注業務に係る障害者優先調達方針を毎年策定するとともに、調達実績や目標達成率を、ホームページ等で公表します。

【施策の展開】

- それぞれの障害者就労系事業所で受注可能な業務や物品等の一覧表を作成し、市役所の各部署に積極的な利用を促します。
- 今後も安定して調達できるよう、依頼を継続するとともに、新たな受注業務の開拓できるように情報共有を図ります。
- 市内の就労継続支援事業所の共同受注を目的とする、「うおぬまはっぴいねっとわーく」の活用と、民間企業も含めた取引拡大に向けて、障害者就労系事業所において新たな受注業務の開拓とあわせ、周知活動を推進します。

活動指標	実績値			目標値		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) (見込み)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
市役所における障害者優先 調達の実績	2,330 千円	4,412 千円	3,000 千円	2,700 千円	2,700 千円	2,700 千円
市役所における障害者優先 調達の目標の達成率	86.3%	157.6%	-	100% 以上	100% 以上	100% 以上

3 ボランティア活動支援

市民による自主的なボランティア活動が、障害のある人の自立支援につながることを期待されています。地域福祉の担い手として、市民に対して広くボランティア活動への参加のきっかけづくりを提供するとともに、活動内容について情報を提供します。

（1）ボランティア活動への支援

魚沼市社会福祉協議会等と連携し、ボランティア活動を支援します。

【施策の展開】

- 市報や市のホームページ等にボランティア活動を紹介するとともに、ボランティア活動の拡大に向けた情報提供を行います。
- ボランティア活動は貴重な福祉資源であることから、「魚沼市地域福祉推進計画」にある共生社会の理念のもと、社会福祉協議会と連携し、より具体的な人材確保拡大に取り組みます。
- ボランティア団体の活動に対する補助の充実を図ります。

（2）地域での見守り活動の促進

コロナ禍において人と人とのつながりを再認識する人が多かったなか、これからは地域の見守り活動への関心もより高まってくると予想しています。

専門職不足を補う大事な資源としてのあり方とともに、地域共生の理念に向かって福祉を推進する大切な担い手としての養成を再構築する必要があります。

【施策の展開】

- 民生委員・児童委員に向けて、障害についての正しい理解の促進等を行います。
- 障害のある人に対する見守りのネットワークを地域住民とともに構築し、地域の困りごと等が発見できる見守り支援の体制づくりに努めます。
- 魚沼市社会福祉協議会や関係機関と連携しながら、障害のある人の安全で安心な暮らしをサポートするボランティア活動を支援します。
- 障害のある人の在宅生活を支援するため、魚沼市自立支援協議会と連携し、社会参加の機会の情報提供を行うほか、生活全般にわたる相談の受付や、情報の共有、課題解決に向けた協議などを行います。

(3) 福祉施設等における実習生への支援

福祉施設での就労を目指す学生等の実習について積極的な受入れを行う事業者等を支援します。

【施策の展開】

- 市内の各事業所において実習生を受け入れており、実習自体は例年通り行われていますが、そこから就職に結びついていない状況があります。人材確保支援事業等により障害福祉人材の確保に結びつける方策等を進めます。
- 令和5年度から障害福祉人材確保支援事業をスタートしました。障害福祉の仕事にやりがいや魅力を感じてもらえるような方策を事業所とともに考え、新たな人材確保や離職防止につなげることを目指します。

活動指標	実績値			目標値		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) (見込み)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
実習生の受け入れ状況	49人	45人	50人	50人	50人	50人

第3節 基本目標3 自分らしく生活できるまちづくり

1 障害の特性に応じた支援

障害者施策の推進にあたっては、障害の特性や障害の状態、生活実態等に応じた支援やサービスの提供と、さらなる充実を目指します。

(1) 手話言語条例の策定（手話への理解および手話の普及）

手話言語は、口で話す音声言語とは異なり、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語です。本市では、手話は会話手段としての言語であるとの認識に基づき、ろう者等が手話で意思疎通を円滑に図ることができる環境の整備を目指すとともに、手話言語に対する理解の広がりをもって地域で支えあい、安心して暮らすことができるよう、魚沼市手話言語条例を平成30年4月に制定しました。

【施策の展開】

- 「手話奉仕員養成講座（入門編、基礎編）」を開催し、一定の参加者を得ていますが、南魚沼市と共同開催している現在の体制についての見直しを図ります。また、入門編、基礎編以上の講座開催についても検討します。
- 手話ができるボランティアや市職員の増員について、具体的に取り組みます。
- 市が主催する講演会等への手話通訳を派遣します。
- 身体障害者手帳の対象にならない難聴の児童に対して、補聴器購入費用の助成を行います。
- 手話奉仕員になった人が活躍できる場の提供に努めます。

活動指標	実績値			目標値		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) (見込み)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
手話奉仕員養成講座の参加者数	19人	14人	18人	24人	24人	24人
職員手話サポート登録者数 ※令和4年度から実施を目標とします。		0人	0人	2人	2人	2人

(2) 外出への支援

障害のある人が自立した暮らしを続けられるよう、同行援護などの外出支援サービスの充実を図るとともに、移動に係る交通費を助成します。

【施策の展開】

- 福祉タクシー利用券については、交通不便地域や豪雪地域については支給額の増額等に取り組みます。
- 路線バスの運行継続に不安要素があることもあり、障害のある人やその家族が安心して暮らせるための交通支援について取り組みます。

活動指標	実績値			目標値		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) (見込み)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
福祉タクシー利用券給付事業費	5,151 千円	4,820 千円	5,052 千円	5,800 千円	5,800 千円	5,800 千円

(3) 多機能型事業所の展開

利用者が自立して日常生活や社会生活を営むことができるよう、また、生産活動等を通して働く喜びを得られるよう日中活動の場を提供します。この日中活動の場については、地域コミュニティの場としての機能を併せ持ち、就労と社会参加を同じ施設で可能とする多機能型事業所に対する柔軟な事業展開を促進します。

【施策の展開】

- 環境の変化に適応することが困難な人にも対応できるように、本人の意向を尊重しつつ、通い慣れた事業所で状況にあったサービスを受けることができるよう事業所の整備を促進します。
- 障害のある人の高齢化等も進んでおり、介護保険サービスと障害福祉サービスの両方を受けられやすくするため、共生型サービス*の確保に努めます。

「共生型サービス*」…介護保険と障害福祉のサービスを同一の事業所で提供することができるよう、創設された制度のこと。

2 教育・育成施策の充実

障害により特別な支援を必要とする未就学児については、市内の保育園等で受け入れることとしています。

市内に現在、小学校が8校、中学校が5校あり、それぞれに特別支援学級、通級指導教室を設置しているほか、学習補助及び特別支援サポーターを配置し、障害のある児童に対する教育の機会を確保するとともに、自立と社会参加に向けた教育にあたっています。

また、市内には県立の特別支援学校が設置され、障害のある児童へ自立に必要な教育を担っています。

(1) 教育環境の整備

障害のある児童が社会で自立して生活するために必要となる力を育むため、効果的な学習の機会の提供や支援を行うとともに、地域社会への参加を促進し、共生社会の実現につなげます。

【施策の展開】

- 障害のある児童一人ひとりの教育的ニーズに応じた教材や支援機器等の活用について、教材・機器を管理する教育委員会等との協議を進めます。
- 教育委員会事務局と福祉関係課との連携を強化し、児童に対して必要な支援に努めます。
- 障害のある児童に対する知識の習得や保育技術の向上を図るため、子育て支援センターにおいて、保育園等への職員研修の充実を図ります。
- 今後も関係機関と連携・情報共有を行い、切れ目のない支援を提供します。

(2) 障害児相談・障害児福祉サービスの充実

相談支援及び障害福祉サービスが円滑に利用されるよう、障害のある児童の家族の意思を尊重しながら、必要な支援が行えるよう、事業者によるサービスの質の向上を図ります。

【施策の展開】

- 令和5年4月に障害者基幹相談支援センターが設置され、関係機関の連携体制が取りやすくなりましたが、今後も関係機関との連携体制の強化を図り、障害のある児童が、身近な地域において希望する障害福祉サービスが利用できるよう努めます。
- 障害のある児童の地域生活を支援するためのサービス基盤整備の目標を定め、相談支援及び障害福祉サービスを提供するための体制の確保に努めます。
- 障害のある児童向けの児童発達支援センターの設置について、魚沼圏域での設置に向け、関係機関や関係団体との協議を継続します。
- 新規の放課後等デイサービス事業所が開設していますが、まだ不足しており、定員数の引上げや新規事業者の参入に向けて働きかけを行います。

(3) 関係機関との連携体制の構築

地域における医療、就労、教育等の関係機関とのネットワークを構築し、連携体制を強化します。

【施策の展開】

- 医療・福祉・児童に関わる部署が開催する会議に積極的に参加をし、所管する事業について発信をします。
- 防災安全課、都市整備課が主催する個別避難計画や立地適正化計画の会議にも参加し、要支援者の状況を伝えるとともに、防災面での情報共有を図ります。
- 要保護児童対策地域協議会と連携し、複雑な家庭環境に置かれた児童に対して、必要な支援を行います。

(4) 発達障害の理解と支援

発達障害は精神障害に含まれ、精神障害者保健福祉手帳の取得者が増加傾向にあります。このため、障害があることを理由とした不当な差別や、いじめを防止する観点から、市民から発達障害についての正しい理解が得られるよう、学習会を開催するなど意識啓発に取り組みます。

【施策の展開】

- 子育て支援センターにおいて、保育士を対象に発達支援コーディネーター研修を実施します。
- 関係機関との情報共有の手段として、相談支援ファイル*を希望により配付し、様々な場面での活用を促します。また、相談支援ファイルの定期的な更新作業と利用者を増やすための、活用促進を図ります。
- 自立支援協議会の療育支援部会にて、支援を行う関係者が互いに連携しながら、地域課題についての協議を続けます。

「相談支援ファイル*」…主として発達障害やその可能性のある本人及び家族が、相談のやりとりや発達の記録を整理することにより、相談時の負担を軽減するとともに関係機関が継続的に連携して支援を行いやすくなるための綴じ込み形式のファイルのこと。

3 地域福祉の推進

地域社会の変化により、現行の公的サービスだけでは対応できない生活課題や、福祉サービスにおける新たな問題や課題などが生じています。このため、地域において新たな支えあいの体制を構築するとともに、多様な課題に対応することとします。

(1) 各社会福祉法人等との連携

障害のある人のニーズに沿った福祉サービスを提供するため、施設の整備や、福祉人材の確保等に取組むとともに、必要とされるサービスの確保と質の向上に努めます。

【施策の展開】

- 令和5年4月の障害者基幹相談支援センターの設置に伴い、市内相談支援事業所との連絡会の運営が開始され、今後も関係事業者や法人等との連携を強化します。
- 関係施設の修繕や建替えについて、計画的な実施に向けて進めます。
- 比較的、社会資源が少ない北部地域でのサービス提供については、介護保険、障害福祉の垣根を越え、既存のサービスの有効活用が必須であり、共生型サービスや基準該当サービス*の活用についても取り組みます。
- 共生型サービスについては、障害者の高齢化等も進んでおり、介護保険サービスと障害福祉サービスの両方を受けられやすくするため、サービスの充実を図ります。
- 令和5年度に障害福祉人材確保支援のために6メニュー補助金を創設しましたが、優れた人材を確保することで、対象者に安定したサービスを提供できるよう、今後も支援策を進めます。

「基準該当サービス*」…障害者総合支援法や児童福祉法の指定サービス事業者の要件の一部を満たしていない事業者のうち、介護保険事業所等の一定の基準を満たす事業所が障害者等を受け入れて行うサービスのこと。

(2) 魚沼市自立支援協議会との連携

相談支援体制や居住の場の確保などの、障害福祉サービスに関する地域課題について魚沼市自立支援協議会の各専門部会を中心に検討し、課題解決に向けた協議を行います。

【施策の展開】

- 協議会の事務局会議を定期的開催し、障害福祉についての地域課題の掘り起こしを行います。また専門部会についても年間のスケジュールを立て、計画的に開催します。
- 現在、協議会では相談支援、権利擁護、就労支援、療育支援および地域生活の5つの専門部会を設置していますが、障害のある人を取り巻く社会環境が変化していることから専門部会の再編とあわせて地域課題解決に向けた取組を強化します。
- 障害者基幹相談支援センターの設置により、市内相談支援体制整備・役割分担が不十分となったことから改善に向けた取組を進めます。また、オブザーバーとして、自立支援協議会に参加します。
- 地域生活支援拠点等整備事業について、自立支援協議会から引き継ぎ障害者基幹相談支援センターで整備し、緊急時に対応します。

4 文化・レクリエーション・スポーツ活動支援

障害のある人が芸術やスポーツ、生涯学習等の様々な文化活動を楽しみ、暮らしの豊かさを高めていくようにするため、参加機会の充実とともに、活動を支援します。

（1）文化、スポーツ等を通じた社会参加の推進

文化活動やスポーツ活動は、障害があることにより、参加する機会を得られないことがあります。そのため、障害があっても参加しやすいよう配慮するとともに、障害のある人向けの文化、スポーツ活動等への参加の機会を提供します。

【施策の展開】

- スポーツ教室や大会の開催、文化芸術教室の開催等への後援を積極的に行います。
- スポーツや文化芸術活動を通じて社会参加の促進を図るとともに、障害のある人やその家族の親睦などを通じて、自立した社会生活を支援します。
- 障害者週間などの機会をとらえて、作品展等を開催します。

第5章 第7期魚沼市障害福祉計画

第1節 第6期障害福祉計画の数値目標の達成状況

第6期障害福祉計画では、障害のある人と障害のある児童の地域での生活を支援するためのサービス基盤整備等について令和5（2023）年度末の目標を設定するとともに、障害福祉サービス等（障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業）を提供する体制の確保を計画的に行うための目標を個別に設定しました。

ここでは、第7期障害福祉計画の具体的な施策を検討するにあたり、第6期障害福祉計画において施策ごとに設定した数値目標の達成状況を検証します。

1 施設入所者の地域生活への移行

施設に入所している障害のある人がグループホームやアパート、一般住宅に移行し、地域生活を送ることができるよう目標値を設定しました。令和4年度に一般住宅に1人が移行しました。

項目	目標値 令和5年度 (2023年度)	実績値		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) (見込み)
地域生活移行者数	5人	0人	1人	0人
施設入所支援者数	65人	68人	65人	66人

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害のある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、地域生活に関する相談に対応し、魚沼市自立支援協議会の専門部会等を活用する形で、関係機関が協議する場を設置しました。

項目	目標値 令和5年度 (2023年度)	実績値		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) (見込み)
保健・医療福祉関係者による 協議の場の設置	設置	設置	設置	設置

3 地域生活支援拠点等の整備

令和3（2021）年度に自立支援協議会にて地域生活支援拠点等における緊急時対応マニュアルを作成するとともに、事業所登録を行いました。

令和5（2023）年4月に障害者基幹相談支援センターを設置し、運用についての検討・実施を行いました。

項目	目標値 令和5年度 (2023年度)	実績値		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) (見込み)
地域生活支援拠点等の整備	整備	自立支援協議会にて地域生活支援拠点等における緊急時対応マニュアルを作成。事業所登録を行った。	自立支援協議会にて運用について検討・実施を行う。	障害者基幹相談支援センターの設置に伴い、運用について検討・実施を行う。

4 福祉施設から一般就労への移行など

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて令和5（2023）年度中に一般就労に移行する人の目標値を設定しました。毎年5人程度が一般就労へ移行し、概ね目標を達成できる見込みです。

① 福祉施設から一般就労への移行

項目	目標値 令和5年度 (2023年度)	実績値		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) (見込み)
一般就労への移行者数	11人	3人	8人	3人

② 就労移行支援事業の利用者数

項目	目標値 令和5年度 (2023年度)	実績値		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) (見込み)
就労移行支援事業所利用者数	6人	7人	8人	4人

③ 就労移行率の3割以上の事業所の割合

項目	目標値 令和5年度 (2023年度)	実績値		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) (見込み)
就労移行率 3割以上の 就労移行支援事業所	1か所	1か所	1か所	1か所

④ 就労定着支援利用による職場定着率

項目	目標値 令和5年度 (2023年度)	実績値		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) (見込み)
就労定着支援 1年後の 就労定着率	75%	100%	100%	100%

第2節 第7期魚沼市障害福祉計画（令和8（2026）年度に向けた目標値）

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

○基本指針*：令和8（2026）年度末において、地域生活に移行した者の成果目標を設定します。

ア 令和8（2026）年度末において、令和4（2022）年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とし、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定します。

イ 令和8（2026）年度末において、令和4（2022）年度末時点の施設入所者の5%以上を削減することを基本とし、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定します。

項目	数値	考え方
令和4（2022）年度末時点の入所者数（A）	65人	令和4年度末の施設入所者数
目標年度入所者数（B）	63人	令和8年度末時点の利用人員
【目標値】 入所者数削減見込み（ $C = A - B$ ） 削減率（ $\text{イ} = C / A \times 100$ ）	2人 3.1%	4人の退所、2人の入所を見込む
【目標値】 地域生活移行者数（D） 地域移行率（ $\text{ア} = D / A \times 100$ ）	4人 6.1%	施設入所からグループホーム等へ移行した人の数

「基本指針*」…第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画に係る国の基本指針

2 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目	数値			考え方
	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	1回	1回	1回	自立支援協議会の専門部会等を活用して開催（市単独）
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への参加者数	5人	5人	5人	保健、医療各1人、福祉関係者3人を想定
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施数	1回	1回	1回	年1回程度の実施を見込む
精神障害者の地域移行支援	1人	1人	1人	1人のサービス利用を見込む
精神障害者の地域定着支援	1人	1人	1人	1人のサービス利用を見込む
精神障害者の共同生活援助（GH）	20人	20人	20人	グループホーム利用者のうち、手帳及び自立支援受給者証所持者数を参考に算出
精神障害者の自立生活援助	1人	1人	1人	市外でのサービス利用1人を見込む
精神障害者の自立訓練（生活訓練）	1人	1人	1人	1人のサービス利用を見込む

3 地域生活支援拠点等の充実

(1) 地域生活支援の充実

○基本指針：令和8（2026）年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置等により効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の整備を進め、年1回以上、支援の実績を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とします。

項目	数値
目標年度末時点での地域生活支援拠点	1か所
目標年度末時点でのコーディネーターの配置人数	1人
地域生活支援拠点等の年1回以上の検証及び検討の実施	令和6（2024）年度1回 令和7（2025）年度1回 令和8（2026）年度1回
考え方	
障害者基幹相談支援センターがコーディネートを行い、登録事業所において緊急時の受入れと調整を行います。 検証及び検討については、魚沼市自立支援協議会において、年1回実施します。	

(2) 強度行動障害*を有する人への支援体制の充実

○基本指針：令和8（2026）年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障害を有する障害者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とします。

項目	有無
目標年度末時点での支援体制の有無	有
考え方	
適切な支援ができるよう、圏域内の支援ニーズを把握します。 地域における課題の整理や専門的人材の育成など、地域の関係機関と連携し支援体制の整備を図ります。	

「強度行動障害*」…激しい自傷行動や他害・物損、危険な場所に飛び出す・登るなどの行動、異食や睡眠の大きな乱れ、奇声、長時間泣き続けるなど、周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動が高い頻度で起きるため、特別な支援を必要としている状態のこと。

4 福祉施設から一般就労への移行等

(1) 福祉施設から一般就労への移行

○基本指針：就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行、就労継続）を通じて、令和8（2026）年度中に一般就労への移行者を令和3（2021）年度の移行実績の1.28倍以上とします。

併せて以下についても、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定します。

- ・ 就労移行支援事業：1.31倍以上
- ・ 就労継続支援A型事業：概ね1.29倍以上
- ・ 就労継続支援B型事業：概ね1.28倍以上

項目	数値	考え方
令和3（2021）年度の 一般就労移行者数（A）	3人	福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、一般就労した人の数
【目標値】 目標年度の一般就労者数（B） 目標値 = B / A	7人 2.3倍	
（就労移行支援事業）		
令和3（2021）年度の 一般就労移行者数（A）	0人	福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業を通じて、一般就労した人の数
【目標値】 目標年度の一般就労移行者数（B） 目標値 = B / A	2人 2.0倍	
（就労継続支援A型事業）		
令和3（2021）年度の 一般就労移行者数（A）	2人	福祉施設の利用者のうち、就労継続支援A型事業を通じて、一般就労した人の数
【目標値】 目標年度の一般就労移行者数（B） 目標値 = B / A	3人 1.5倍	
（就労継続支援B型事業）		
令和3（2021）年度の 一般就労移行者数（A）	1人	福祉施設の利用者のうち、就労継続支援B型事業を通じて、一般就労した人の数
【目標値】 目標年度の一般就労移行者数（B） 目標値 = B / A	2人 2.0倍	

(2) 就労定着支援事業の利用者数

○基本指針：令和8（2026）年度における就労定着支援事業の利用者数を、令和3（2021）年度実績の1.41倍以上とすることを基本とします。

項目	数値	考え方
令和3（2021）年度の 就労定着支援事業の 利用者数（A）	7人	就労定着支援事業の利用者の数
【目標値】 目標年度の 就労定着支援事業利用者数（B） 目標値 = B / A	5人 71.4%	

(3) 就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所の割合

○基本指針：令和8（2026）年度末において、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2.5割以上とすることを目指し、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定します。

※「就労定着率」の定義：過去3年間の就労定着支援の総利用者のうち前年度末時点の就労定着者数の割合（H30年度報酬改定の考え方）

項目	数値	考え方
令和8（2026）年度の 就労定着支援事業所の数（A）	1か所	令和8年度末における就労定着支援事業所の数
【目標値】 目標年度末の就労定着率 8割以上の事業所の数（B） 目標値 = B / A	1か所 100.0%	令和8年度末において、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所の数

(4) 一般就労へ移行した者の割合が5割以上の就労移行支援事業所の割合

○基本指針：令和8（2026）年度末において、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労への移行者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目指し、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定します。

項目	数値	考え方
令和8（2026）年度の 就労移行支援事業所の数（A）	1か所	令和8年度末における就労移行支援事業所の数
【目標値】 目標年度末の就労移行支援事業利用 終了者に占める一般就労への移行者の 割合が5割以上の事業所の数（B） 目標値 = B / A	1か所 100.0%	令和8年度末において、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が5割以上の事業所の数

5 相談支援体制の充実・強化等

○基本指針：

ア 令和8（2026）年度末までに、各市町村において総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う障害者基幹相談支援センターを設置するとともに、同センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とします。

イ 協議会において個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とします。

項目	有無
令和8（2026）年度末時点での地域の相談支援体制を充実・強化を実施する体制の有無	有
令和8（2026）年度末時点での個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行うために必要な協議会の体制の有無	有

活動指標	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
総合的・専門的な相談支援を実施する体制の有無	有	有	有
地域の相談支援事業者に対する専門的な指導・助言件数	2件	2件	2件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	2件	2件	2件
地域の相談支援事業者との連携強化の取組の実施回数	1回	1回	1回
個別事例の支援内容の検証の実施	3回	3回	3回
障害者基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	1人	1人	1人
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討の実施回数	12回	12回	12回
協議会の専門部会の実施回数	14回	14回	14回

6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

○基本指針：令和8（2026）年度末までに都道府県及び市町村において、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを基本とします。

項目	有無	数値（人数あるいは実施回数）
令和8（2026）年度末時点での障害福祉サービス等に係る各種研修の活用の有無と職員の参加人数	有	年間1人 （新任向け研修のほか、国保連合会の請求事務の研修会へ参加予定）

活動指標	有無	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数	/	1人	1人	1人
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無と実施回数	有	12回	12回	12回

第3節 第6期魚沼市障害福祉計画及び第7期魚沼市障害福祉計画における障害福祉サービス等の利用状況と見込量

※令和2（2020）年度の数値の障害福祉サービスは第5期魚沼市障害福祉計画の計画と実績になります。

※令和5（2023）年度の実績見込量は、令和5年11月のサービス提供実績を基に算出しました。

●自立支援給付等サービスの体系

○障害福祉サービス等

障害のある人それぞれの障害程度や、勘案すべき社会活動や介護者、住まい等の状況を踏まえて、個別に支給決定を行います。

「訪問系サービス」「日中活動系サービス」「居住系サービス」「相談支援サービス」があります。

○地域生活支援事業

地域で生活する障害のある人のニーズを踏まえ、地域の実情に応じて障害福祉サービス等と組み合わせて障害のある人を支援するために、市町村が主体的に提供する事業です。

地域生活支援事業には、「相談支援事業」「日常生活用具給付事業」「地域活動支援センター事業」などの必須事業と、「訪問入浴サービス」「日中一時支援事業」などの市町村任意事業があります。

1 訪問系サービス

訪問系サービスには、「居宅介護」「重度訪問介護」「同行援護」「行動援護」「重度障害者等包括支援」があります。

《見込量設定にあたっての考え方》

- ・ サービス提供実績のあるものは、過去5年間の実績を参考に算出します。
- ・ サービス提供実績のないものは、1人分の利用を想定し、サービス量を算出します。

《確保策》

- ・ 関係機関と連携し、事業所の人材確保の支援に努めます。

(1) 居宅介護

【事業内容】

○居宅において入浴、排泄又は食事の介護などを提供します。

〈計画及び実績〉

(時間：1ヵ月あたり延べ量、人：1ヵ月あたり実量)

区分	単位		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) (見込み)
居宅介護	時間	計 画	388	304	304	304
		実 績	295	312	290	283
		計画比(%)	76.0	102.6	95.4	93.1
	人	計 画	40	42	42	42
		実 績	38	38	37	35
		計画比(%)	95.0	90.4	88.1	83.3

〈見込量〉

区分	単位	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
居宅介護	時間	297	297	297
	人	38	38	38

■考え方■

- ・ 令和5年度の利用者数37人に新規1人を見込みます。
- ・ 過去5年間の実績により、1人あたりの利用時間7.8時間と算出します。

(2) 重度訪問介護

【事業内容】

○居宅における入浴、排泄、食事の介護及び外出時における移動中の介護などを総合的に提供します。

〈計画及び実績〉

(時間：1ヵ月あたり延べ量、人：1ヵ月あたり実量)

区分	単位		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) (見込み)
重度訪問介護	時間	計 画	13	8	8	8
		実 績	2	0	0	0
		計画比(%)	15.4	0.0	0.0	0.0
	人	計 画	1	1	1	1
		実 績	1	0	0	0
		計画比(%)	100.0	0.0	0.0	0.0

〈見込量〉

区分	単位	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
重度訪問介護	時間	8	8	8
	人	1	1	1

■考え方■

- 令和5年度の利用者数4人、月平均1人の利用を見込みます。
- 年度により利用時間に幅があるため、実績により算出します。
- 重度障害のある人が対象のサービスであるものの、その他のサービスとの組み合わせで充足していると考えます。

(3) 同行援護

【事業内容】

○視覚障害により移動が困難な人に対し、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供、外出する際の必要な援助を提供します。

〈計画及び実績〉

(時間：1ヵ月あたり延べ量、人：1ヵ月あたり実量)

区分	単位		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) (見込み)
同行援護	時間	計 画	108	44	44	44
		実 績	28	31	31	27
		計画比(%)	25.9	70.5	70.5	61.4
	人	計 画	10	6	6	6
		実 績	5	6	5	4
		計画比(%)	50.0	100.0	83.3	66.7

〈見込量〉

区分	単位	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
同行援護	時間	29	29	29
	人	5	5	5

■考え方■

- ・令和5年度の利用者数5人、月平均5人を見込みます。
- ・過去5年間の実績により、1人あたりの利用時間5.7時間と算出します。

(4) 行動援護

【事業内容】

○判断能力等に重い障害のある人に、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護などを提供します。

〈計画及び実績〉

(時間：1ヵ月あたり延べ量、人：1ヵ月あたり実量)

区分	単位		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) (見込み)
行動援護	時間	計 画	94	67	67	67
		実 績	63	74	68	74
		計画比(%)	67.0	110.4	101.5	110.4
	人	計 画	8	6	6	6
		実 績	7	9	10	11
		計画比(%)	87.5	150.0	166.7	183.3

〈見込量〉

区分	単位	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
行動援護	時間	79	79	79
	人	10	10	10

■考え方■

- ・令和5年度の利用者数11人、月平均10人を見込みます。
- ・過去5年間の実績により、1人あたりの利用時間7.9時間と算出します。

(5) 重度障害者等包括支援

【事業内容】

○常時介護を必要とする障害のある人に、居宅介護等の障害福祉サービスを包括的に提供します。

〈計画及び実績〉

(時間：1ヵ月あたり延べ量、人：1ヵ月あたり実量)

区分	単位		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) (見込み)
重度障害者等 包括支援	時間	計 画	120	120	120	120
		実 績	0	0	0	0
		計画比(%)	0.0	0.0	0.0	0.0
	人	計 画	1	1	1	1
		実 績	0	0	0	0
		計画比(%)	0.0	0.0	0.0	0.0

〈見込量〉

区分	単位	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
重度障害者等包括支援	時間	120	120	120
	人	1	1	1

■考え方■

- ・過去の実績がないことから、1人分（1日当たり4時間×30日）を見込みます。

2 日中活動系サービス

日中活動系サービスには、「自立訓練（機能訓練・生活訓練）」「就労選択支援」「就労移行支援」「生活介護」「自立訓練（機能訓練・生活訓練）」「就労移行支援」「就労継続支援A型・B型」「就労定着支援」「療養介護」「短期入所」があります。

《見込量設定にあたっての考え方》

- ・ サービス提供実績のあるものは、過去5年間の実績を参考に算出します。
- ・ サービス提供実績のないものは、1人分の利用を想定し、サービス量を算出します。

《確保策》

- ・ 地域の限りある福祉資源の有効活用のため、共生型サービスや基準該当サービスによる事業展開を支援します。
- ・ 通所ができない利用者のため、居宅での就労支援のサービスについて関係者と協議します。

(1) 生活介護

【事業内容】

○昼間、食事や入浴、排泄の介護及び日常生活上の支援、生産活動の機会等を提供します。

〈計画及び実績〉

(1ヵ月あたり実量)

区分	単位		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) (見込み)
生活介護	人日	計 画	2,311	2,090	2,109	2,128
		実 績	2,009	2,008	1,889	1,920
		計画比(%)	86.9	96.1	89.6	90.2
	人	計 画	121	110	111	112
		実 績	104	104	101	103
		計画比(%)	86.0	94.5	91.0	92.0

〈見込量〉

区分	単位	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
生活介護	人日	1,976	1,995	2,014
	人	104	105	106

■考え方■

- ・ 令和5年度の利用者数103人、月平均103人のほか新規利用者を見込みます。
- ・ 過去5年間の実績により、1人あたりの月間利用日数19.0日で算出します。

(2) 自立訓練（機能訓練）

<p>【事業内容】 ○理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーション、日常生活上の相談支援等を実施します。 ○通所による訓練を原則としつつ、個別支援計画の進捗状況に応じ、訪問による訓練を組み合わせて提供します。</p>
--

〈計画及び実績〉

（1ヵ月あたり実量）

区分	単位		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) (見込み)
自立訓練 (機能訓練)	人日	計画	34	17	17	17
		実績	0	0	9	14
		計画比(%)	0.0	0.0	52.9	82.4
	人	計画	2	1	1	1
		実績	0	0	2	3
		計画比(%)	0.0	0.0	200.0	300.0

〈見込量〉

区分	単位	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
自立訓練 (機能訓練)	人日	13	13	13
	人	3	3	3

■考え方■

- ・令和5年度の利用者数4人、月平均3人を見込みます。
- ・過去5年間の実績により、1人あたりの月間利用日数4.4日で算出します。

(3) 就労選択支援

<p>【事業内容】 ○障害のある人の就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択の支援等を実施します。</p>
--

〈見込量〉

区分	単位	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
就労選択支援	人	-	1	1

■考え方■

- ・令和7年10月以降開始されるサービスのため、新規利用者1人を見込みます。

(4) 自立訓練（生活訓練：日中）

【事業内容】

○食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や日常生活上の相談支援等を実施します。

○通所による訓練を原則としつつ、個別支援計画の進捗状況に応じ、訪問による訓練を組み合わせて提供します。

〈計画及び実績〉

(1ヵ月あたり実量)

区分	単位		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) (見込み)
自立訓練 (生活訓練 ：日中)	人日	計 画	245	104	104	104
		実 績	89	68	88	75
		計画比(%)	36.3	65.4	84.6	72.1
	人	計 画	14	7	7	7
		実 績	7	5	4	4
		計画比(%)	50.0	71.4	57.1	57.1

〈見込量〉

区分	単位	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
自立訓練 (生活訓練：日中)	人日	66	66	66
	人	4	4	4

■考え方■

- ・令和5年度の利用者数4人、月平均4人を見込みます。
- ・過去5年間の実績により、1人あたりの月間利用日数16.4日で算出します。

(5) 自立訓練（生活訓練：夜間）

【事業内容】

- 居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上するための支援、生活等に関する相談支援等を実施します。
- 昼夜を通じた訓練を実施するとともに、地域移行に向けた関係機関との連絡調整を行います。

〈計画及び実績〉

(1ヵ月あたり実量)

区分	単位		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) (見込み)
自立訓練 (生活訓練 ：夜間)	人日	計 画	204	142	142	142
		実 績	89	59	45	31
		計画比(%)	43.6	41.5	31.7	21.8
	人	計 画	7	5	5	5
		実 績	4	3	2	1
		計画比(%)	57.1	60.0	40.0	20.0

〈見込量〉

区分	単位	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
自立訓練 (生活訓練：夜間)	人日	49	49	49
	人	2	2	2

■考え方■

- ・令和5年度の利用者数1名、月平均1人のほか新規利用者1人を見込みます。
- ・過去5年間の実績により、1人あたりの月間利用日数24.6日として算出します。

(6) 就労移行支援

【事業内容】

○一般就労等への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性にあった職場探し、就労後の職場定着のための支援等を実施します。

○通所によるサービスを原則としつつ、個別支援計画の進捗状況に応じ、職場訪問等によるサービスを組み合わせて提供します。

〈計画及び実績〉

(1ヵ月あたり実量)

区分	単位		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) (見込み)
就労移行支援	人日	計 画	378	114	114	114
		実 績	135	121	132	63
		計画比(%)	35.7	106.1	115.8	55.3
	人	計 画	20	6	6	6
		実 績	7	7	8	4
		計画比(%)	35.0	116.7	133.3	66.7

〈見込量〉

区分	単位	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
就労移行支援	人日	71	71	71
	人	4	4	4

■考え方■

- ・令和5年度の利用者数4人、月平均4人を見込みます。
- ・過去の実績により、1人あたりの月間利用日数17.8日として算出します。

(7) 就労継続支援A型

<p>【事業内容】</p> <p>○一般就労等への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性にあった職場探し、就労後の職場定着のための支援等を実施します。</p> <p>○通所によるサービスを原則としつつ、個別支援計画の進捗状況に応じ、職場訪問等によるサービスを組み合わせて提供します。</p> <p>○通所により、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった人について、一般就労への移行に向けて支援を行います。</p>

〈計画及び実績〉

(1ヵ月あたり実量)

区分	単位		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) (見込み)
就労継続支援 (A型)	人日	計 画	260	223	223	223
		実 績	217	218	210	201
		計画比(%)	83.5	97.8	94.2	90.1
	人	計 画	13	11	11	11
		実 績	11	11	11	10
		計画比(%)	84.6	100.0	100.0	90.9

〈見込量〉

区分	単位	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
就労継続支援 (A型)	人日	197	197	197
	人	10	10	10

■考え方■

- 令和5年度の利用者数10人、月平均10人を見込みます。
- 過去5年間の実績により、1人あたりの月間利用日数19.7日として算出します。

(8) 就労継続支援B型

【事業内容】

○通所により、就労や生産活動の機会を提供（雇用契約は結ばない）するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった人について、一般就労等への移行に向けて支援します。

〈計画及び実績〉

(1ヵ月あたり実量)

区分	単位		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) (見込み)
就労継続支援 (B型)	人日	計 画	2,516	2,548	2,582	2,616
		実 績	2,711	2,821	2,709	2,861
		計画比(%)	107.8	110.7	104.9	109.4
	人	計 画	148	149	151	153
		実 績	152	155	156	162
		計画比(%)	102.7	104.0	103.3	105.9

〈見込量〉

区分	単位	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
就労継続支援 (B型)	人日	2,903	2,938	2,974
	人	164	166	168

■考え方■

- 令和5年度の利用者数165人、月平均165人に高齢化による利用者減、新規利用による増を見込みます。
- 過去5年間の実績により、1人あたりの月間利用日数17.7日として算出します。

(9) 就労定着支援

【事業内容】

○就労移行支援などを利用して一般就労へ移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応できるように支援を行います。

〈計画及び実績〉

(1ヵ月あたり実量)

区分	単位		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) (見込み)
就労定着支援	人	計 画	0	6	7	8
		実 績	6	8	8	5
		計画比(%)	0.0	133.3	114.3	62.5

〈見込量〉

区分	単位	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
就労定着支援	人	5	5	5

■考え方■

- ・令和5年度の利用者数5人、月平均5人に新規利用による増を見込みます。

(10) 療養介護

【事業内容】

○医療と常時介護を必要とする人に医療機関で機能訓練、療養上の管理等含め、日常生活上必要な支援を行います。

〈計画及び実績〉

(1ヵ月あたり実量)

区分	単位		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) (見込み)
療養介護	人	計 画	17	18	18	18
		実 績	18	16	16	17
		計画比(%)	105.9	88.9	88.9	94.9

〈見込量〉

区分	単位	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
療養介護	人	18	18	18

■考え方■

- ・現在の利用者数に新規1人の利用を見込みます。

(11) 短期入所（福祉型）

【事業内容】

○短期的に障害者支援施設等へ入所し入浴、排泄又は食事等の介護を提供します。

〈計画及び実績〉

（1か月あたり実量）

区分	単位		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) (見込み)
	短期入所 (福祉型)	人日	計 画	123	140	148
実 績			143	107	114	179
計画比(%)			116.3	76.4	77.0	114.7
人		計 画	15	18	19	20
		実 績	17	10	22	32
		計画比(%)	113.3	55.5	115.8	160.0

〈見込量〉

区分	単位	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
短期入所（福祉型）	人日	138	145	152
	人	20	21	22

■考え方■

- ・令和5年度の利用者数34人（グループホームの短期入所を含む）、月平均20人に新規利用者を見込みます。
- ・過去5年間の実績により、1人あたりの月間利用日数6.9日として算出します。

(12) 短期入所（医療型）

【事業内容】

○短期的に病院、介護施設等へ入所し、医学管理の下で日常生活の介護や機能訓練などを受けられます。

〈計画及び実績〉

(1ヵ月あたり実量)

区分	単位		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) (見込み)
短期入所 (医療型)	人日	計 画	30	42	42	42
		実 績	56	72	38	36
		計画比(%)	186.7	171.8	90.5	85.7
	人	計 画	4	4	4	4
		実 績	5	3	5	6
		計画比(%)	125.0	75.0	125.0	150.0

〈見込量〉

区分	単位	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
短期入所（医療型）	人日	53	53	53
	人	5	5	5

■考え方■

- ・令和5年度の利用者数7人、月平均5人を見込みます。
- ・過去5年間の実績により、1人あたりの月間利用日数10.5日として算出します。

3 居住系サービス

居住系サービスには、「共同生活援助(グループホーム)」「施設入所支援」「自立生活援助」があります。

《見込量設定にあたっての考え方》

- ・現在の利用者数を基に、新規入所と退所の状況や地域移行のニーズを勘案し、算出します。
- ・サービス提供実績のないものは、1人分の利用を想定し、サービス量を算出します。

《確保策》

- ・共同生活援助(グループホーム)の空室の状況や施設入所支援の待機者数について、各関係機関での情報共有の体制整備に努めます。

(1) 共同生活援助(グループホーム)

【事業内容】

○家事、食事等の日常生活上の支援、食事・入浴・排泄等の介護、日常生活における相談を支援します。

〈計画及び実績〉

(1ヵ月あたり実量)

区分	単位		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) (見込み)
共同生活援助 (グループホーム)	人	計 画	59	60	61	62
		実 績	56	60	66	67
		計画比(%)	94.9	100.0	108.2	108.1

〈見込量〉

区分	単位	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
共同生活援助 (グループホーム)	人	68	69	70

■考え方■

- ・現在の利用者数67人に、地域移行のニーズを勘案し算出します。

(2) 施設入所支援

【事業内容】

○夜間における入浴、排泄又は食事の介護等を提供することを目的として、障害者支援施設において、必要な介護、支援等を実施します。

〈計画及び実績〉

(1ヵ月あたり実量)

区分	単位		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) (見込み)
施設入所支援	人	計 画	68	67	66	65
		実 績	67	68	65	66
		計画比(%)	98.5	101.5	98.5	101.5

〈見込量〉

区分	単位	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
施設入所支援	人	65	64	63

■考え方■

- ・現在の利用定員のほか待機者数を参考に見込みます。

(3) 自立生活援助

【事業内容】

○障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する障害のある人について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害のある人の理解力、生活力等を補う観点から、適時に適切な支援を行います。

〈計画及び実績〉

(1ヵ月あたり実量)

区分	単位		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) (見込み)
自立生活援助	人	計 画	0	0	1	1
		実 績	0	0	0	0
		計画比(%)	-	-	0.0	0.0

〈見込量〉

区分	単位	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
自立生活援助	人	1	1	1

■考え方■

- ・市外の事業所での利用者1人を見込みます。

4 相談支援サービス

相談支援サービスには、「計画相談支援」「地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）」があります。

《見込量の考え方》

- ・現在の利用者数を基に、新規利用者と地域移行のニーズを勘案し、算出します。
- ・サービス提供実績のないものは、1人分の利用を想定し、サービス量を算出します。

《確保策》

- ・相談支援専門員などの有資格者について関係機関と連携し確保に努めます。
- ・障害のある人の地域における生活を支援するため、重層的な相談体制の構築を行います。

(1) 相談支援

【事業内容】 計画相談支援

○障害福祉サービスや地域相談支援などを利用する人に対し、計画的な支援を提供するために「サービス利用計画」を作成し、サービス利用状況の確認、調整をします。

【事業内容】 地域相談支援（地域移行支援）

○長期入院や入所から地域生活へと移行する方などに対し、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談をします。

【事業内容】 地域相談支援（地域定着支援）

○常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等の相談をします。

〈計画及び実績〉

(1ヵ月あたり)

区分	単位		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) (見込み)
計画相談支援	人	計 画	34	30	30	30
		実 績	65	66	64	59
		計画比(%)	191.2	220.0	213.3	196.7
地域相談支援 (地域移行支援)	人	計 画	1	1	1	1
		実 績	1	0	0	0
		計画比(%)	100.0	0.0	0.0	0.0
地域相談支援 (地域定着支援)	人	計 画	1	1	1	1
		実 績	0	0	0	0
		計画比(%)	0.0	0.0	0.0	0.0

〈見込量〉

区分	単位	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
計画相談支援	人	63	63	63
地域相談支援 (地域移行支援)	人	1	1	1
地域相談支援 (地域定着支援)	人	1	1	1

■考え方■

- ・計画相談支援は、年間利用者数から月平均利用者数を算出します。
- ・地域相談支援については、それぞれのサービスについて1人の利用を見込みます。

第4節 地域生活支援事業の見込量と確保策

1 理解促進研修・啓発事業

【事業内容】

○地域社会の住民に対して障害のある人に対する理解を深めるための研修・啓発事業です。

- ア. 教室等開催 イ. 事業所訪問 ウ. イベント開催
 エ. 広報活動 オ. その他形式

〈計画及び実績〉

(実施の有無)

区分		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) (見込み)
理解促進研修・ 啓発事業	計 画	実施	実施	実施
	実 績	実施	実施	実施

〈見込量〉

区分	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
理解促進研修・啓発事業	実施	実施	実施

■考え方■

- ・障害のある人について理解を深めてもらう講演会・イベント等を年1回以上予定しています。

2 自発的活動支援事業

【事業内容】

○障害のある人やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援事業です。

- ア. ピアサポート* イ. 災害対策 ウ. 孤立防止活動支援
 エ. 社会活動支援 オ. ボランティア活動支援 カ. その他形式支援

〈計画及び実績〉

(実施の有無)

区分		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) (見込み)
自発的活動支援事業	計 画	実施	実施	実施
	実 績	実施	実施	実施

〈見込量〉

区分	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
自発的活動支援事業	実施	実施	実施

■考え方■

- ・ボランティア活動等について、必要な支援を行います。

「ピアサポート*」…ピア（peer,仲間）同じ問題を抱える人が集まり、それぞれの状況での自分の体験や行動、考えなどを披露し、互いに語り合うことにより支え合うこと。

3 相談支援事業

相談支援事業には、「障害者相談支援事業」「基幹相談支援センター等機能強化事業」「住宅入居等支援事業」があります。

(1) 障害者相談支援事業

【事業内容】

○福祉事業の利用援助（情報提供、相談等）、社会資源を活用するための支援、社会生活力を高めるための支援、ピアカウンセリング*、権利の擁護のために必要な援助、専門機関の紹介、自立支援協議会の運営等を行います。

〈計画及び実績〉

(1年あたり)

区分	単位		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) (見込み)
障害者 相談支援事 業	か所	計 画	2か所	2か所	2か所	2か所
		実 績	2か所	2か所	2か所	2か所
		計画比(%)	100.0	100.0	100.0	100.0
基幹相談 支援センタ ー	設置の 有無	計 画	無	無	有	有
		実 績	無	無	無	有

〈見込量〉

区分	単位	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
障害者相談支援事業	設置の 有無	有	有	有
基幹相談支援 センター		有	有	有

■考え方■

- ・市内の2か所の相談支援事業所へ障害者相談についての事業を委託します。

「ピアカウンセリング*」…障害のある人の相談に対して、障害のあるカウンセラーが相談を受け支援すること。

(2) 基幹相談支援センター等機能強化事業

【事業内容】

- 専門的な相談支援等を要する困難ケース等への対応をします。
- 相談支援事業者等に対する専門的な指導、援助等をします。

〈計画及び実績〉

(実施の有無)

区分		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) (見込み)
基幹相談支援センター等 機能強化事業	計 画	有	有	有	有
	実 績	有	有	有	有

〈見込量〉

区分	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
基幹相談支援センター等 機能強化事業	有	有	有

■考え方■

- 社会福祉士等の有資格者を配置し、障害のある人や家族からの相談に対応します。
- 障害福祉係内に障害者基幹相談支援センターが設置されました。設置に伴い、市内相談支援事業所との連絡会の運営を行います。

(3) 住宅入居等支援事業

【事業内容】

- 不動産業者に対する物件斡旋依頼及び家主との入居契約手続き等の支援、また、地域において公的保証人制度がある場合には、必要に応じてその利用支援をします。《入居支援》
- 夜間を含め、緊急に対応が必要となる場合における相談支援、関係機関との連絡・調整等必要な支援をします。
- 居住支援のための関係機関によるサポート体制の調整をします。

〈計画及び実績〉

(実施の有無)

区分		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) (見込み)
住宅入居等 支援事業	計 画	実施	実施	実施	実施
	実 績	実施	実施	実施	実施

〈見込量〉

区分	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
住宅入居等支援事業	実施	実施	実施

■考え方■

- ・障害のある人から寄せられた、住宅などに関する相談に対応します。

4 成年後見制度利用支援事業

【事業内容】

○成年後見制度の申し立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成します。

〈計画及び実績〉

(実利用人数)

区分	単位		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) (見込み)
成年後見制度 利用支援 事業	人	計 画	7	3	3	3
		実 績	2	2	2	2
		計画比 (%)	28.6	66.7	66.7	66.7

〈見込量〉

区分	単位	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
成年後見制度 利用支援事業	人	3	3	3

■考え方■

- ・ 支援を受けなければ成年後見制度の利用が困難な人を対象に、市長名による成年後見制度申し立ての支援を行います。（年間1人程度）
- ・ 成年後見制度を利用している人で、支援がなければ利用を継続することが難しい人を対象に、後見人等に対する報酬に対する費用の一部を助成します。（年間3人程度）

5 成年後見制度法人後見支援事業

【事業内容】

- 法人後見実施のための研修を行います。
- 法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制を構築します。
- 法人後見の適正な活動のための支援を行います。
- その他、法人後見を行う事業所の立ち上げを支援します。

〈計画及び実績〉

(実施の有無)

区分		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) (見込み)
成年後見制度 法人後見支援事業	計 画	実施	実施	実施	実施
	実 績	実施	実施	実施	実施

〈見込量〉

区分	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
成年後見制度 法人後見支援事業	実施	実施	実施

■考え方■

- ・成年後見制度における法人後見を実施している法人等に対して、体制の維持や研修に関する費用を助成します。(市内1法人)

6 意思疎通支援事業

意思疎通支援事業には、「手話通訳者・要約筆記者派遣事業」「手話通訳者設置事業」があります。

【事業内容】

○手話奉仕員、要約筆記者奉仕員を派遣、手話奉仕員を設置する事業、点訳、音訳等による支援を行います。

〈計画及び実績〉

(件：実設置見込件数、人：実利用見込人数)

区分	単位		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) (見込み)
手話通訳者・ 要約筆記者 派遣事業	件	計 画	5	5	5	5
		実 績	0	0	2	2
		計画比 (%)	0.0	0.0	40.0	40.0
手話通訳者 設置事業	人	計 画	0	0	0	0
		実 績	0	0	0	0
		計画比 (%)	-	-	-	-

〈見込量〉

区分	単位	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
手話通訳者・ 要約筆記者派遣事業	人	5	5	5
手話通訳者設置事業	件	0	0	0

■考え方■

- 手話通訳者等の派遣事業については、個人での利用を年間4回のほか、団体での利用を1回と見込みます。
- 手話通訳者設置事業については、費用対効果の面から配置は難しい状況です。

7 日常生活用具給付等事業

【事業内容】

○日常生活上の便宜を図るため、重度障害者に日常生活動作補助用具を給付します。

〈計画及び実績〉

(1年あたり実量)

区分	単位		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) (見込み)
介護訓練 支援用具	件	計 画	3	2	2	2
		実 績	2	1	0	1
		計画比 (%)	66.7	50.0	0.0	50.0
自立生活 支援用具	件	計 画	8	8	8	8
		実 績	6	4	3	4
		計画比 (%)	75.0	50.0	37.5	50.0
在宅療養等 支援用具	件	計 画	4	2	2	2
		実 績	1	10	4	5
		計画比 (%)	25.0	500.0	200.0	250.0
情報・意思 疎通支援用具	件	計 画	7	7	7	7
		実 績	2	2	3	2
		計画比 (%)	28.6	28.6	42.9	28.6
排泄管理 支援用具	件	計 画	786	829	829	829
		実 績	828	981	836	852
		計画比 (%)	105.3	118.3	100.8	102.8
居宅生活動 作補助用具 (住宅改修費)	件	計 画	1	1	1	1
		実 績	0	1	1	1
		計画比 (%)	0.0	100.0	100.0	100.0

〈見込量〉

区分	単位	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
介護訓練支援用具	件	1	1	1
自立生活支援用具	件	4	4	4
在宅療養等支援用具	件	5	5	5
情報・意思疎通支援用具	件	7	7	7
排泄管理支援用具	件	874	874	874
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件	1	1	1

■考え方■

- ・過去5年間の実績を参考に算出します。

8 手話奉仕員養成研修事業

【事業内容】

○聴覚障害者等との交流活動の促進、市の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成研修を行います。

〈計画及び実績〉

(1年あたり実量)

区分	単位		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) (見込み)
手話奉仕員 養成研修 事業	人	計 画	17	3	3	3
		実 績	(登録者数) 0	(登録者数) 0	(登録者数) 6	(登録者数) 0
		計画比 (%)	0	0	200.0	0

〈見込量〉

区分	単位	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
手話奉仕員 登録見込者数	人	3	3	3

■考え方■

- ・手話奉仕員養成講座の参加者の実績を参考に、年間の登録者数を3人と見込みます。

9 移動支援事業

【事業内容】

○屋外での移動時に支援が必要と認められた人の社会生活上必要不可欠な外出、余暇活動等の社会参加のための外出時の移動を支援します。

〈計画及び実績〉

(時間：1年あたり延べ量、人：1年あたり利用人数)

区分	単位		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) (見込み)
移動支援事業	人	計 画	44	32	32	32
		実 績	35	34	29	29
		計画比 (%)	79.5	106.3	90.6	90.6

〈見込量〉

区分	単位	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
移動支援事業	人	30	30	30
	時間	850	850	850

■考え方■

- ・利用にあたり一定の条件があることから、令和4年度の実績を参考に算出します。

10 地域活動支援センター事業

(1) 地域活動支援センター I 型

【事業内容】

○精神保健福祉士等の専門的職員を配置し、創作活動または生産活動の機会の提供や社会との交流などを行います。

〈計画及び実績〉

(事業所数：実施事業所数/年、人：利用者数/年)

区分	単位		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) (見込み)
地域活動支援 センター I 型	事業所 数	計 画	1	1	1	1
		実 績	1	1	1	1
		計画比 (%)	100.0	100.0	100.0	100.0
	人	計 画	－	30	30	30
		実 績	29	28	27	27
		計画比 (%)	－	93.3	90.0	90.0

〈見込量〉

区分	単位	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
地域活動 支援センター I 型	事業所 数	1	1	1
	人	30	30	30

■考え方■

- ・利用者的大幅な増減が見込まれないことから、過去の実績を参考に算出します。

(2) 地域活動支援センターⅡ型

【事業内容】

○地域において雇用・就労が困難な在宅の障害のある人に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等の事業を行います。

〈計画及び実績〉

(事業所数：実施事業所数／年、人：利用者数／年)

区分	単位		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) (見込み)
地域活動支援 センターⅡ型	事業所 数	計 画	1	1	1	1
		実 績	1	1	1	1
		計画比 (%)	100.0	100.0	100.0	100.0
	人	計 画	－	38	38	38
		実 績	34	35	35	35
		計画比 (%)	－	92.1	92.1	92.1

〈見込量〉

区分	単位	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
地域活動 支援センターⅡ型	事業所 数	1	1	1
	人	36	36	36

■考え方■

- ・過去の実績とサービスの支給決定者数などを参考に算出します。

11 任意事業

任意事業には、「訪問入浴サービス事業」「日中一時支援事業」「自動車運転免許取得・改造助成事業」「社会参加支援事業」があります。

(1) 訪問入浴サービス事業

【事業内容】

○自宅等を訪問し、浴槽を提供して行われる入浴の介護です。

〈計画及び実績〉

(人：利用者数/年、回：利用回数/年)

区分	単位		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) (見込み)
訪問入浴 サービス事業	人	計 画	3	3	3	3
		実 績	2	2	3	3
		計画比 (%)	66.7	66.7	100.0	100.0
	回	計 画	108	100	100	100
		実 績	92	95	80	80
		計画比 (%)	92.0	95.0	80.0	80.0

〈見込量〉

区分	単位	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
訪問入浴サービス事業	人	3	3	3
	回	100	100	100

■考え方■

- ・令和5年度の見込み量を参考に算出します。

(2) 日中一時支援事業

【事業内容】

○日中活動の場を提供し、障害のある人の家族の就労支援及び障害のある人を日常介助している家族の一時的な負担削減を図ります。

〈計画及び実績〉

(人：利用者数／年、回：利用回数／年)

区分	単位		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) (見込み)
日中一時 支援事業	人	計 画	40	40	40	40
		実 績	38	33	36	36
		計画比 (%)	95.0	82.5	90.0	90.0
	回	計 画	3,000	3,000	3,000	3,000
		実 績	2,600	2,344	2,619	2,550
		計画比 (%)	86.6	78.1	87.3	85.0

〈見込量〉

区分	単位	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
日中一時支援事業	人	40	40	40
	回	3,000	3,000	3,000

■考え方■

- ・令和5年度の見込み量を参考に算出します。

(3) 自動車運転免許取得・改造助成事業

【事業内容】

○自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

〈計画及び実績〉

(1年あたり実量)

区分	単位		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) (見込み)
運転免許取得	人	計 画	1	1	1	1
		実 績	0	0	0	0
		計画比 (%)	0.0	0.0	0.0	0.0
自動車改造	人	計 画	3	3	3	3
		実 績	1	4	0	2
		計画比 (%)	33.3	133.3	0.0	66.7

〈見込量〉

区分	単位	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
運転免許取得	件	3	3	3
自動車改造	件	3	3	3

■考え方■

- ・運転免許取得については、一定の条件があることから、毎年3人の利用を見込んでいます。今後、対象者の拡充に取り組みます。
- ・自動車改造については、年度により利用者数に増減がありますが、過去の実績を平均して、毎年3人の利用を見込みます。

(4) 社会参加促進事業

【事業内容】
 ○家にこもりがちな人に対して、交流の機会や場の提供等を通じて、社会生活の向上を目指します。

〈計画及び実績〉

(1年あたり実量)

区分	単位		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) (見込み)
社会参加 促進事業	回	計 画	20	20	20	20
		実 績	16	20	22	22
		計画比 (%)	80.0	100.0	110.0	110.0
	人	計 画	110	50	50	50
		実 績	27	55	69	55
		計画比 (%)	24.5	110.0	138.0	110.0

〈見込量〉

区分	単位	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
社会参加 促進事業	回	20	20	20
	人	55	55	55

■考え方■

- ・事業の参加者数が少ない状況です。令和5年度の実績と同程度と見込みます。

第6章 第3期魚沼市障害児福祉計画

第1節 第2期魚沼市障害児福祉計画の数値目標の達成状況

第2期魚沼市障害児福祉計画では、障害のある児童の通所サービスや相談支援について、障害児支援の提供体制の確保を計画的に行うために令和5（2023）年度末の目標を設定しました。

ここでは、第3期魚沼市障害児福祉計画の具体的な施策を検討するにあたり、第2期魚沼市障害児計画において施策ごとに設定した数値目標の達成状況を検証します。

1 障害児支援の提供体制の整備等

児童発達支援センターの設置については、人材確保や施設設備の基準を満たすことが難しいため、本市単独での設置は難しい状況です。圏域での整備について関係機関と協議を継続します。児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、重症心身障害児向けが1か所整備済です。保育所等訪問支援については、同様の支援として子育て支援センターにおいて、「保育園等訪問巡回相談」を実施しています。

項目	目標値 令和5年度 (2023年度末)	実績値		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) (見込み)
児童発達支援センターの設置	設置	検討	検討	検討
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	体制の構築	同様の事業実施	同様の事業実施	同様の事業実施
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	確保	1か所	1か所	1か所
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	確保	1か所	1か所	1か所

2 医療的ケア児等支援の協議の場の設置

障害のある児童にかかる保健・医療・福祉・保育・教育等関係機関の協議の場の確保については、必要に応じて魚沼市自立支援協議会の療育支援部会、支援者会議の活用や、関係機関と連携し協議の場を設置します。

項目	目標値 令和5年度 (2023年度末)	実績値		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) (見込み)
医療的ケア児等支援の協議の場の設置	設置	設置	設置	設置

第2節 第3期魚沼市障害児福祉計画（令和8（2026）年度に向けた目標値）

1 障害児支援の提供体制の整備等

(1) 障害児支援の提供体制

○基本指針：令和8（2026）年度末までに、各市町村に下記について整備することを基本とし、地域の実情を踏まえて設定します。

- ・ 児童発達支援センター：少なくとも1か所以上とします。
- ・ 障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築します。
- ・ 保育所等訪問支援：利用できる体制を構築します。
- ・ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス：1か所以上とします。

項目	数値	考え方
児童発達支援センターの設置	1か所	魚沼圏域での設置について検討する。
障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制	有	障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築する。
保育所等訪問支援の提供体制	0か所	保育所等訪問支援：子育て支援センターにおいて同様の事業提供体制が確保されているので、継続する。
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援・放課後等デイサービスの確保	1か所	重症心身障害児を支援する児童発達支援・放課後等デイサービスは1か所確保されているので、そのまま継続する。

(2) 医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置等

○基本指針：令和8（2026）年度末までに、各市町村に保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等による協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とし、地域の実情を踏まえて設定します。障害児への地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の確保に努めます。

項目	協議の場等の有無
令和8(2026)年度末時点での協議の場	有
令和8(2026)年度末時点での医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	有
障害児への地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制	有
考え方（想定される体制等）	
<p>○魚沼市自立支援協議会療育支援部会を活用し、保健所、病院、相談支援事業所、障害児通所支援事業所、保育所、特別支援学校、行政など、必要とされるメンバーが参集し、協議の場とし、今後も協議の場を継続します。</p> <p>○障害者基幹相談支援センターにて、医療的ケア児の就学に関する支援を行っています。医療的ケア児等に関するコーディネーター職員が障害者基幹相談支援センターへ出向したことにより、関係各所との連携がさらに取りやすくなり、支援体制の構築に寄与しており、今後も、医療的ケア児等に関する、コーディネーターの養成を継続します。</p>	

活動指標	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	考え方
医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	1人	1人	2人	年間1人から2人の養成を見込む

■考え方■

- ・ 障害児への地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築する。

第3節 第2期魚沼市障害児福祉計画及び第3期魚沼市障害児福祉計画における障害福祉サービスの利用状況と見込量

※令和2（2020）年度の数値の障害児福祉サービスは第5期魚沼市障害福祉計画の計画と実績になります。

※令和5（2023）年度の実績見込量は、令和5年11月のサービス提供実績を参考に算出しました。

● 障害児福祉サービス

児童福祉法による、障害のある児童を対象とした福祉サービスのうち、通所によるサービスである児童発達支援、放課後等デイサービスなどの支給を市町村が行っています。

また、障害児入所支援については、県が行っています。障害児入所支援には、福祉サービスを行う「福祉型」と福祉サービスと併せて医療サービスを行う「医療型」があります。

1 障害児福祉サービス（障害児通所支援）

障害児福祉サービスには、「児童発達支援」「放課後等デイサービス」「保育所等訪問支援」「居宅訪問型児童発達支援」「障害児相談支援」があります。

《見込量設定の考え方》

サービスの見込量については、障害福祉計画と同様に過去のサービス利用実績の推移を基に、事業所の整備状況、新規利用者数などを勘案し算出します。

《確保策》

市内に障害のある児童を対象とした相談支援事業所が1か所しかないことから負担の増加が見込まれます。必要な人材の確保に向けた支援が必要です。

(1) 児童発達支援

【事業内容】

○療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害のある児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。

〈計画及び実績〉

(人日：1ヵ月あたり延べ量、人：1ヵ月あたり実量)

区分	単位		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) (見込み)
児童発達 支援	人日	計 画	12	25	25	25
		実 績	2	8	27	21
		計画比 (%)	16.7	32.0	108.0	84.0
	人	計 画	1	3	3	3
		実 績	1	2	4	3
		計画比 (%)	100.0	66.7	133.3	100.0

〈見込量〉

区分	単位	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
児童発達支援	人日	15	15	15
	人	3	3	3

■考え方■

- ・利用者は多く見込まれないため、現在の支援を継続して実施します。

(2) 放課後等デイサービス

【事業内容】

○学校（幼稚園及び大学を除く）に就学しており、授業の終了後や休業日に支援が必要と認められる障害のある児童に対し、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行います。

〈計画及び実績〉

（人日：1ヵ月あたり延べ量、人：1ヵ月あたり実量）

区分	単位		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) (見込み)
放課後等 デイサービス	人日	計 画	265	323	333	343
		実 績	246	266	325	337
		計画比 (%)	92.8	82.4	97.6	98.3
	人	計 画	23	33	34	35
		実 績	24	29	34	31
		計画比 (%)	104.3	87.9	100.0	88.6

〈見込量〉

区分	単位	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
放課後等デイサービス	人日	354	364	374
	人	34	35	36

■考え方■

- ・現在の利用者数34人（うち重度心身障害児4人）に新規利用者を見込みます。

(3) 保育所等訪問支援

【事業内容】

○保育所等の児童が集団生活を営む施設に通う障害のある児童に対し、当該施設を訪問し、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

■考え方■

- ・子育て支援センターにおいて同様な事業を実施しているため、そちらを継続します。

(4) 居宅訪問型児童発達支援

【事業内容】

○重度の障害等により外出が著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を行います。

■考え方■

- ・市内にサービスを提供できる事業所がないため、市外のサービス利用を進めます。

(5) 障害児相談支援

【事業内容】

○通所サービスを利用する障害のある児童に対して、児童の抱える課題の解決や適切なサービスに向けて、相談支援専門員が障害児利用支援計画を作成し、一定期間ごとにサービスの利用状況を確認し、計画の見直し（モニタリング）を行います。

〈計画及び実績〉

(人：1ヵ月あたり実量)

区分	単位		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) (見込み)
障害児 相談支援	人	計 画	2	3	3	3
		実 績	5	6	7	8
		計画比 (%)	250.0	200.0	233.3	266.7

〈見込量〉

区分	単位	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
障害児相談支援	人	8	9	9

■考え方■

- ・障害児相談支援は、年間利用者数から月平均利用者数を算出、加えて新規利用の児童数を見込みます。

2 発達障害のある人等に対する支援

ペアレントトレーニングなど、発達障害のある人の家族などに対する支援の充実を図ります。

〈見込量〉

区分	単位	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
ペアレントトレーニングや ペアレントプログラム等の 支援プログラム等の 受講者数	人	25	25	25
ペアレントメンター*の人数	人	1	1	1
ピアサポートの活動への 参加人数	人	0	0	0

■考え方■

- ・ 支援プログラム等の受講者数については、過去の実績により算出します。
- ・ ペアレントメンター*の人数については、過去の実績により算出します。
- ・ ピアサポート活動への参加者数は、実施が未定のため、算出しません。

「ペアレントメンター*」…発達障害のある子どもの子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた保護者のことで、発達障害のある子どもを持つ保護者に対して、共感的なサポートや地域資源等の情報を提供することができる。

3 障害福祉サービス提供体制の状況

令和5年4月1日現在

訪問系	居宅介護	者 児	事業所数	3
	重度訪問介護	者	事業所数	2
	同行援護	者 児	事業所数	1
	行動援護	者 児	事業所数	1
	重度障害者等包括支援	者 児	事業所数	—
日中活動系	短期入所	者 児	事業所数	6
	療養介護	者	事業所数	—
	生活介護	者	事業所数	6
施設系	施設入所支援	者	事業所数	3
居住支援系	自立生活援助	者	事業所数	—
	共同生活援助	者	事業所数	13
訓練系・就労系	自立訓練（機能訓練）	者	事業所数	—
	自立訓練（生活訓練）	者	事業所数	1
	就労移行支援	者	事業所数	1
	就労継続支援（A型）	者	事業所数	1
	就労継続支援（B型）	者	事業所数	6
	就労定着支援	者	事業所数	1

障害児通所系	児童発達支援	児	事業所数	2
	医療型児童発達支援	児	事業所数	-
	放課後等デイサービス	児	事業所数	3
訪問系 障害児	居宅訪問型児童発達支援	児	事業所数	-
	保育所等訪問支援	児	事業所数	-
相談支援系	計画相談支援	者	事業所数	2
	障害児相談支援	児	事業所数	1
	地域移行支援	者	事業所数	1
	地域定着支援	者	事業所数	1

登録事業所 基準該当	生活介護	者	事業所数	5
	自立訓練（機能訓練）	者	事業所数	1

◆対象者の区分

者…18歳以上の障害のある人

児…18歳未満の障害のある児童

資料編

○魚沼市障害者計画策定委員会設置要綱

平成 19 年 12 月 1 日
告示第 111 号
最終改正 令和 2 年 4 月 1 日

(設置)

第 1 条 市は、障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画(以下「計画」という。)の円滑な策定をするため、魚沼市障害者計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(平 23 訓令 18・令 2 告示 31・一部改正) (所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

(1) 計画策定の基本的な事項に関すること。

(2) その他計画の策定に関し、必要と認められる事項に関すること。(組織)

第 3 条 策定委員会は、委員 20 人以内をもって組織し、次に掲げる団体又は機関の代表者(当該団体又は機関からの推薦を受けた者を含む。)のうちから市長が委嘱する。

(1) 障害者団体関係者

(2) 教育、医療関係者

(3) 社会福祉施設関係者

(4) 相談支援事業所関係者

(5) 学識経験者

(6) 関係行政機関及び市の職員

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた者(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から計画策定の日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。(会長及び副会長)

第 5 条 委員会に委員の互選による会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員会を代表し、委員会の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。(会議)

第 6 条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会長は、必要があると認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。ただし、会長が特に必要と認めたときは、委員の一部をもって開くことができる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、市民福祉部福祉支援課において処理する。

(平 20 告示 43・平 21 告示 43・平 24 告示 41・平 31 告示 54・一部改正) (その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

○魚沼市障害者計画策定委員会委員名簿

No.	区分	所属	委員氏名
1	1号委員 障害者団体関係者	魚沼市手をつなぐ育成会	渡辺 浩
2		魚沼市家族会	井口 正博
3		新潟自閉症協会連合会魚沼地区分会 「ぴっころ」	坂内 正文
4	2号委員 教育、医療関係者	小千谷市魚沼市医師会	島野 由美
5		一般財団法人魚沼市医療公社	武沢 陽
6		新潟県立小出特別支援学校	細井 哲明
7		魚沼市教育委員会	水野 興司
8		魚沼市子育て支援センター	星 真人
9	3号委員 社会福祉施設関係者	社会福祉法人 魚沼更生福祉会	星 綱男
10		魚沼地区障害福祉組合	大島 良一
11		社会福祉法人 魚沼地域福祉会	米山 智子
12		社会福祉法人 魚沼市社会福祉協議会	星 敏夫
13	4号委員 相談支援事業者	うおぬま相談支援センター	井口 千賀子
14	5号委員 学識経験者	魚沼市民生委員・児童委員協議会	佐藤 憲吉
15		魚沼市情報支援会	松野 義雪
16	6号委員 関係行政機関等	南魚沼公共職業安定所 小出出張所	岩崎 佳洋

○第6期魚沼市障害者計画・第7期魚沼市障害福祉計画・第3期魚沼市障害児福祉計画（案）に係るパブリックコメント募集の結果について

パブリックコメント募集期間	令和6年1月10日から令和6年2月8日まで
提出された件数	1人、4件
結果の公表場所	<ul style="list-style-type: none">・魚沼市ホームページ・市民福祉部福祉支援課・北部事務所及び入広瀬分室窓口
担当部署	市民福祉部福祉支援課

○魚沼市障害者計画策定委員会開催の経緯

開催日	主な議事項目
第1回 魚沼市障害者計画策定委員会 令和5年7月26日（水） 午後1時30分より 魚沼市役所3階会議室	1) 現行計画の進捗状況及び評価について 2) 第6期魚沼市障害者計画・第7期魚沼市障害福祉計画・第3期魚沼市障害児福祉計画策定に向けて 3) 意見交換 4) その他
第2回 魚沼市障害者計画策定委員会 令和5年10月31日（火） 午後2時00分より 魚沼市役所3階会議室	1) 障害の「害」の文字について 2) 団体ヒアリングの報告 3) 第6期魚沼市障害者計画・第7期魚沼市障害福祉計画・第3期魚沼市障害児福祉計画（素案）の説明 4) 第6期魚沼市障害者計画・第7期魚沼市障害福祉計画・第3期魚沼市障害児福祉計画（素案）へのご意見について 5) 今後のスケジュールについて 6) その他
第3回 魚沼市障害者計画策定委員会 令和5年12月11日（月） 午後2時00分より 魚沼市役所3階会議室	1) 第6期魚沼市障害者計画・第7期魚沼市障害福祉計画・第3期魚沼市障害児福祉計画（素案）の修正について 2) 今後のスケジュールについて 3) その他
第4回 魚沼市障害者計画策定委員会 令和6年2月26日（月） 午後2時00分より 小出ボランティアセンター	1) パブリックコメントについて 2) 第6期魚沼市障害者計画・第7期魚沼市障害福祉計画・第3期魚沼市障害児福祉計画（案）の修正について 3) 今後のスケジュールについて 4) その他

第6期魚沼市障害者計画
第7期魚沼市障害福祉計画
第3期魚沼市障害児福祉計画

発行 令和6（2024）年3月

企画 市民福祉部福祉支援課

〒946-8601 魚沼市小出島910番地 魚沼市役所 本庁舎1階

TEL：025-792-9767 FAX：025-792-5600

メール：fukushi@city.uonuma.lg.jp